

# 戸田市

## 文化芸術推進基本計画



つくる ひろげる つなぐ  
彩る文化 活気あふれるまち



文化祭芸術フェスティバル





## はじめに



近年では、人口減少・少子高齢化の進行や情報通信技術の発展、度重なる自然災害や国際情勢の変動など、社会を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しています。

そのような中において、文化芸術の持つ創造性や人と人をつなぐ力は、私たちの暮らしを彩り、生きる活力となり、その役割は以前よりも確実に重要性を増してきていると考えております。

本市はこれまで、「戸田の渡し」として知られるように物流の拠点として発展し、長い歴史の中で多様な文化芸術を育んできました。現在では、東京都心への移動手段である鉄道や高速道路などが充実し、首都圏の重要な交通の要衝となっています。この交通の利便性の高さは、転入だけでなく、転出の要因にもなっており、人口の流出入が多いという特徴があります。

市では、このような環境下においても、多くの方々に文化芸術に対する関心を深め、より本市に愛着を持っていただきたいという思いから、令和7年4月に「戸田市文化芸術推進条例」を制定いたしました。「戸田市文化芸術推進基本計画」は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本条例に基づき策定されたものです。

今後は本計画に基づき、市民、文化芸術団体、行政で相互に連携し、計画的に施策を推進することで、心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現に寄与することを目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見ご提言をいただきました文化芸術推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメントなどで多くの方々のご支援、ご協力を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

戸田市長

菅原 文仁



# 目 次

第1章 基本的な考え方 .....	1
1.1 計画策定にあたって .....	1
1.2 計画の背景 .....	1
1.2.1 国の動き .....	1
1.2.2 県の動き .....	1
1.2.3 市の動き .....	2
1.2.4 社会状況 .....	2
1.3 計画の位置づけ .....	3
1.4 計画期間 .....	3
1.5 計画が対象とする範囲 .....	4
第2章 現状と課題 .....	5
2.1 市の特徴 .....	5
2.2 市における文化芸術の現状と課題 .....	5
2.3 アンケート等調査結果（参考） .....	6
第3章 計画の体系 .....	12
3.1 目的 .....	12
3.2 基本理念 .....	12
3.3 将来像 .....	13
3.4 計画の体系 .....	14
3.5 目指す姿 .....	15
第4章 施策の展開 .....	16
施策1 文化芸術活動を担う人材の育成、活用等 .....	16
施策2 文化芸術活動の充実 .....	18
施策3 文化芸術によるまちづくりの推進 .....	20
施策4 文化芸術を通じた出会い及び交流の創出 .....	22
施策5 文化的資産の継承及び活用 .....	24
第5章 計画の推進 .....	26
5.1 推進体制 .....	26
5.1.1 市の役割 .....	26
5.1.2 市民の役割 .....	26

5.1.3 文化芸術団体の役割 .....	26
5.2 評価等 .....	27
5.2.1 戸田市文化芸術推進審議会 .....	27
5.2.2 評価指標 .....	27

資料編

1 戸田市文化芸術推進条例 .....	31
2 戸田市文化芸術推進審議会規則 .....	35
3 審議経過 .....	37
3.1 審議会等日程 .....	37
3.2 将来像検討の足あと .....	38
4 アンケート調査 .....	40
4.1 市民アンケート .....	40
4.2 団体対象調査 .....	56
4.3 こども・わかもの意見ポスト .....	62



戸田市文化芸術推進条例制定記念公演

市民で創る「第九コンサート」

令和8年（2026年）1月18日

## 第1章 基本的な考え方

### 1.1 計画策定にあたって

本市は荒川の豊かな恵みによって生まれ、自然と都市機能が調和した魅力あるまちとして発展を続けてきました。

しかし、急速な社会変化や価値観の多様化に伴い、私たちを取り巻く環境も大きく変化しています。このような時代において、文化芸術は人々の心に潤いと活力を与え、創造性を育み、地域の絆を強める重要な役割を果たします。

本計画は、未来の戸田市が特色ある文化や歴史を大切にしながら、心豊かな市民生活と魅力ある地域社会を実現することを目指し策定しました。

### 1.2 計画の背景

#### 1.2.1 国の動き

平成29年(2017年)に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、この法改正を受けて「文化芸術推進基本計画(第1期)」(平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度))が策定されました。

この計画では、豊かな人間性を涵養<sup>かんよう</sup>し、創造力と感性を育む等の「本質的価値」と、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等の「社会的・経済的価値」の側面を有し、文化芸術は、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであるとしています。

第2期計画(令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度))では、「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく7つの重点取り組みとして、「ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進」や「デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進」といった社会状況の変化に応じた内容が明記されています。

#### 1.2.2 県の動き

埼玉県では、平成21年(2009年)7月に文化芸術振興の基本理念や県の責務を定めた「埼玉県文化芸術振興基本条例」を施行しました。

これを受けて、平成23年度(2011年度)から「埼玉県文化芸術振興計画」が策定されており、令和8年度(2026年度)から第4期計画が策定される予定です。

同計画では、基本的視点として「新型コロナウイルス感染症に対応した文化芸術活動の活性化」、「多彩な文化芸術の創造とあらゆる県民の参加促進」、「文化芸術による社会の活力の創出」を基本的視点として、「文化芸術活動が行える基盤の整備・充実」、「埼玉らしい文化芸術の継承・創造と情報発信」、「文化芸術の担い手の育成・支援」、「文化芸術で地域の活性化」などの施策に取り組むこととしています。

### 1.2.3 市の動き

戸田市では市民の芸術文化に対する関心を高めるために、「戸田市総合振興計画」に基づき、これまで芸術文化活動を推進してきました。

令和7年(2025年)4月には、文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、「戸田市文化芸術推進条例」を制定しました。

同条例では、文化芸術の推進に関する文化芸術推進基本計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

### 1.2.4 社会状況

令和2年(2020年)に世界的流行となった新型コロナウイルス感染症の拡大により、文化芸術イベントの多くが中止・延期・規模縮小となり、文化芸術を支える個人や団体の文化芸術活動の減少など、文化芸術の発展において極めて甚大な影響がありました。そのなかで、改めて人々の生活の中で文化芸術が持つ本質的及び社会的・経済的価値の重要性が認識されることとなり、ポストコロナにおける文化芸術活動の再構築が進んでいます。

文化芸術は今、デジタル技術の革新と社会の多様性尊重により、大きな変革期を迎えています。芸術体験の形が多様化し、より多くの人々が文化芸術に触れられるようになりました。

急速に普及しているデジタル化に適応するためには、著作権保護や環境への配慮など様々な課題はありますが、これらを一つ一つ解決していくことで、より強靱で包括的、持続可能な文化芸術の発展が期待されています。

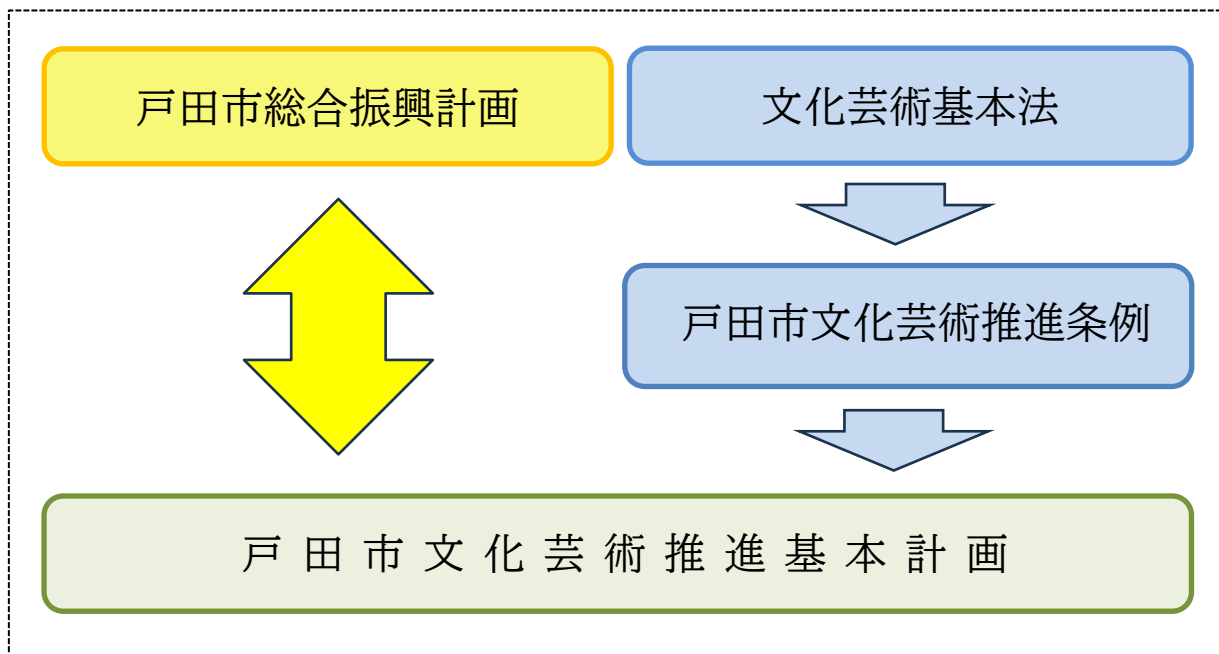
また、地域の子供は、学校を含めた地域で育てる、という考えのもと、地域が主体となって活動することで、少子化が進む中でも、生徒が将来にわたりスポーツ・

文化芸術に親しめる環境を継続的に提供することを目指し、全国的に、中学校部活動の地域展開の検討が進められています。

### 1.3 計画の位置づけ

本計画は、「戸田市文化芸術推進条例」第7条に規定する「文化芸術の推進に関する基本的な計画」として策定するものです。

【計画の位置づけ】



### 1.4 計画期間

計画期間は令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しや改善を図ります。

令和（年度）	7	8	9	10	11	12	13	14	
戸田市総合振興計画 （第5次）	前期 5か年	後期5か年							
戸田市文化芸術推進 基本計画		5か年							

## 1.5 計画が対象とする範囲

この計画で各用語の意義は、以下のとおりとします。

### (1) 市民

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に通勤し、又は通学する者
- ウ 市内で事業を営む者
- エ 町会・自治会その他の地域における公共的活動を行う団体
- オ 市内で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う個人又は団体

### (2) 文化芸術

文化芸術基本法及び戸田市文化芸術推進条例に規定する、以下の分野を範囲とします。

- 1 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- 2 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- 3 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- 4 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
- 5 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等

### (3) 文化芸術活動

文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造すること。

### (4) 文化芸術団体

市内において文化芸術活動を行っている団体及び市の文化芸術に関する団体

## 第2章 現状と課題

### 2.1 市の特徴

戸田市は埼玉県南部に位置し、東京都心から約 20km の距離にある都市です。面積は約 18 平方 km と比較的小さいですが、人口は約 14 万人を擁する住宅都市として発展しています。

最大の特徴は、昭和 39 年(1964 年)の東京オリンピックでボート競技の会場となった戸田ボートコースです。現在も国内外の大会で使用され、市のシンボルとなっています。

交通の便が良いことも魅力の一つです。JR 埼京線や首都高速道路が通っており、都心へのアクセスが容易であるという利便性から人口が増加し続けています。若い世代の流入も多く、市の平均年齢は令和 7 年(2025 年)1 月 1 日時点で、42.6 歳と県内で最も若くなっています。年間を通して転出入が多いことも特徴で、常に新たな文化の息吹が注ぎ込まれています。

また、自然環境も豊かで、彩湖・道満グリーンパークや荒川河川敷は、広大な緑地と水辺空間を有しており、市民の憩いの場としても親しまれています。

このように、自然環境と都市機能が共存している、住みやすく魅力的なまちとなっております。

### 2.2 市における文化芸術の現状と課題

各公共施設では様々な文化芸術に関する取り組みが行われています。

文化祭、音楽祭、美術展覧会の大規模なイベントや各種講座、講演会、コンサート、お祭り、サークル活動等、その内容は多岐にわたります。

特に各公民館においては、ものづくり・体験、教養、子ども等をテーマとした各種講座、様々なサークル活動が活発に行われています。

加えて、商工祭や朝市、商店街でのワークショップ等、経済活動と連携・協働した文化芸術活動が、草の根的に浸透してきています。

また、市立郷土博物館（以下「博物館」という。）も文化施設としてアートミュージアム機能の展開を図るなど、文化芸術活動の推進が加速しつつあります。

一方で、文化芸術活動の場や発表する機会が少なく、更なる拡充や提供が求められています。文化芸術活動を行っている団体等では、構成員の高齢化や新規加入会員の減少など、活動の持続可能性が課題となっています。

人口動態や世代の変化により、郷土史や地域の文化財に対する市民の関心が希薄化しています。文化財所有者の世代交代にも対応した文化財保護の取組が求められています。

さらに、文化財等の収蔵スペースの確保が課題となっているとともに、博物館所蔵資料や市内文化財の情報のデジタル化が求められています。

## 2.3 アンケート等調査結果（参考）

市民や団体の文化芸術に係る課題や現状の把握を行い、今後の計画を推進するための基礎資料とするため、アンケートを行いました。

### 【調査の概要】

	市民アンケート	団体対象調査	こども・わかもの意見ポスト※
期間	令和7年8月1日から8月20日まで	令和7年8月8日から8月27日まで	令和7年8月中旬から9月中旬まで
調査対象	戸田市在住の16歳以上の市民2,400人（無作為抽出）	戸田市文化協会加盟団体（16団体）及び戸田市美術展覧会実行委員会	戸田市在住の18歳未満の市民
調査方法	郵送配布、郵送およびWEB回収	郵送配布、郵送回収	WEBを閲覧し回答を入力
回収数	618件 （回収率25.8%）	17件 （回収率100%）	小学生16人 中学生2人

※こども基本法に基づく「戸田市こども版パブリック・コメント」

【市民アンケート調査結果(抄)】

● 文化芸術の鑑賞について

「映画」を除き「ほとんど鑑賞しない」が最も多くなっています。

ほとんど鑑賞しない理由は、いずれの分野でも「興味関心がない」が最も多くなっています。伝統芸能以外の分野では「時間に余裕がない」が二番目に多く、「興味はあるが鑑賞したいものや機会がない」という回答が三番目に多くなっています。

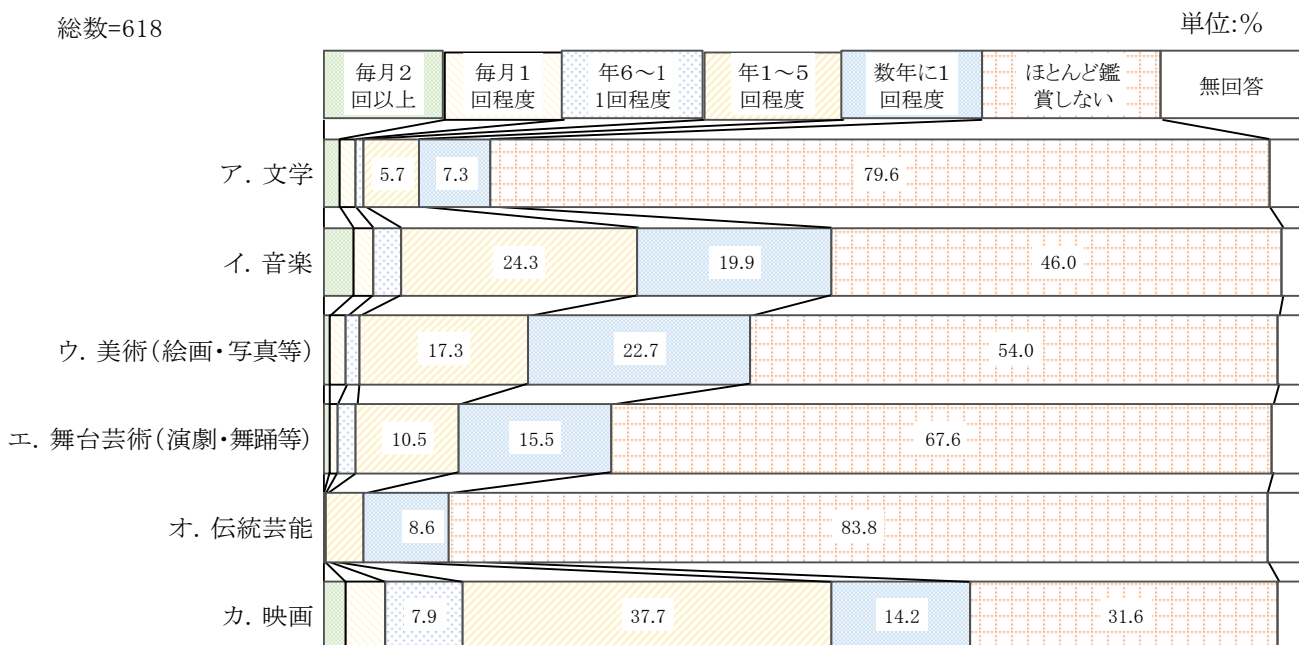
● 文化芸術の活動について

文化芸術分野の活動は、いずれの分野も「ほとんど活動しない」が多数を占めています。なお、音楽(演奏、運営等)は毎月2回以上という回答が他の分野よりも比較的多くなっています。

今後の活動意向については、音楽(演奏、運営等)および美術(絵画・写真等の創作・制作等)では「体験する機会があれば参加したい」という回答が他の分野よりも比較的多くなっています。

文化芸術の活動について、希望することは、音楽(演奏、運営等)および美術(絵画・写真等の創作・制作等)では「体験講座などを企画してほしい」という回答が他の分野よりも比較的多くなっています。

【図 2.3.1. 施設に出向き直接鑑賞している頻度】

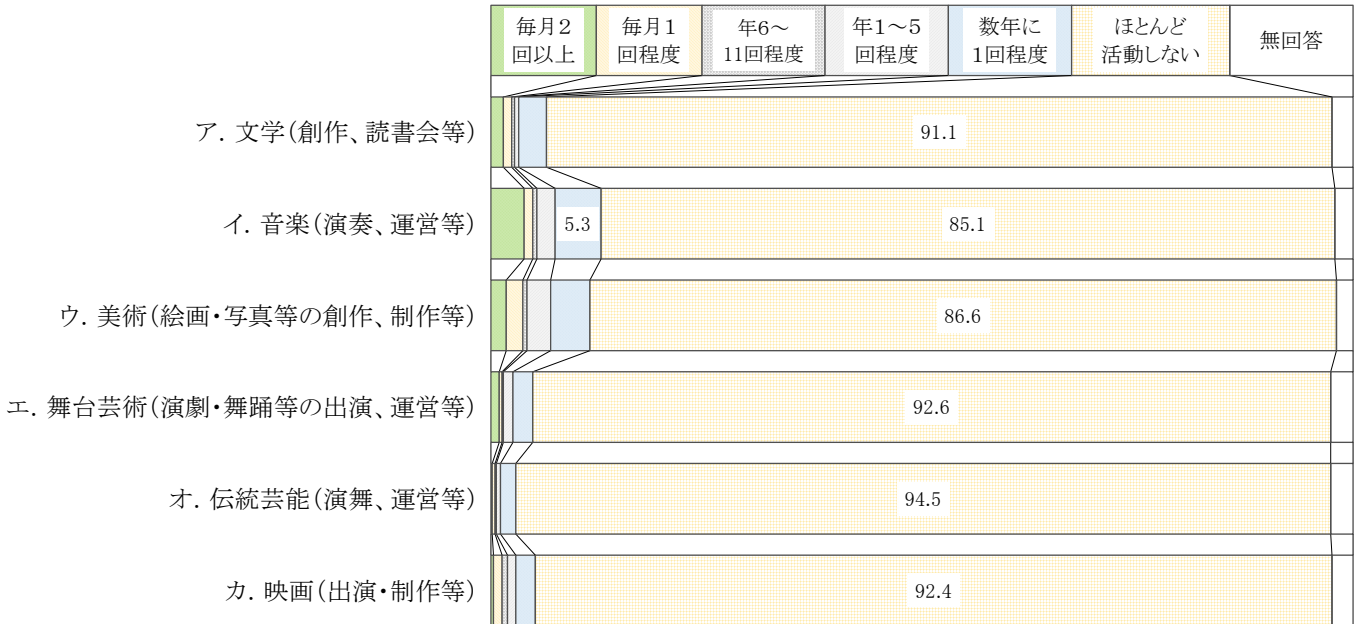


※5%未満の数値は省略

【図 2.3.2. 文化芸術分野の活動頻度】

総数=618

単位:%

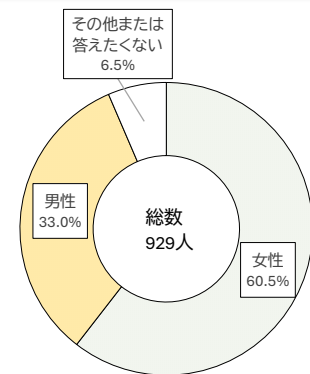


※ 5%未満の数値は省略

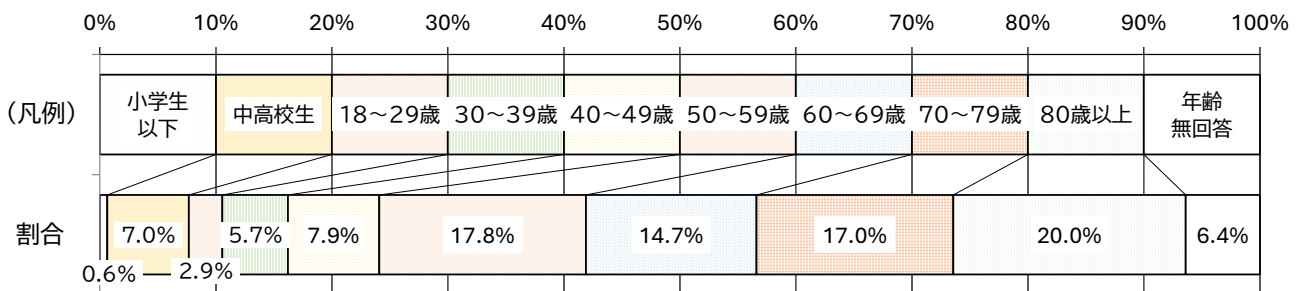
【団体対象調査結果(抄)】

● 文化芸術活動団体会員の構成について

会員の性別は、「女性」60.5%、「男性」33.0%、「その他または答えたくない」6.5%でした。

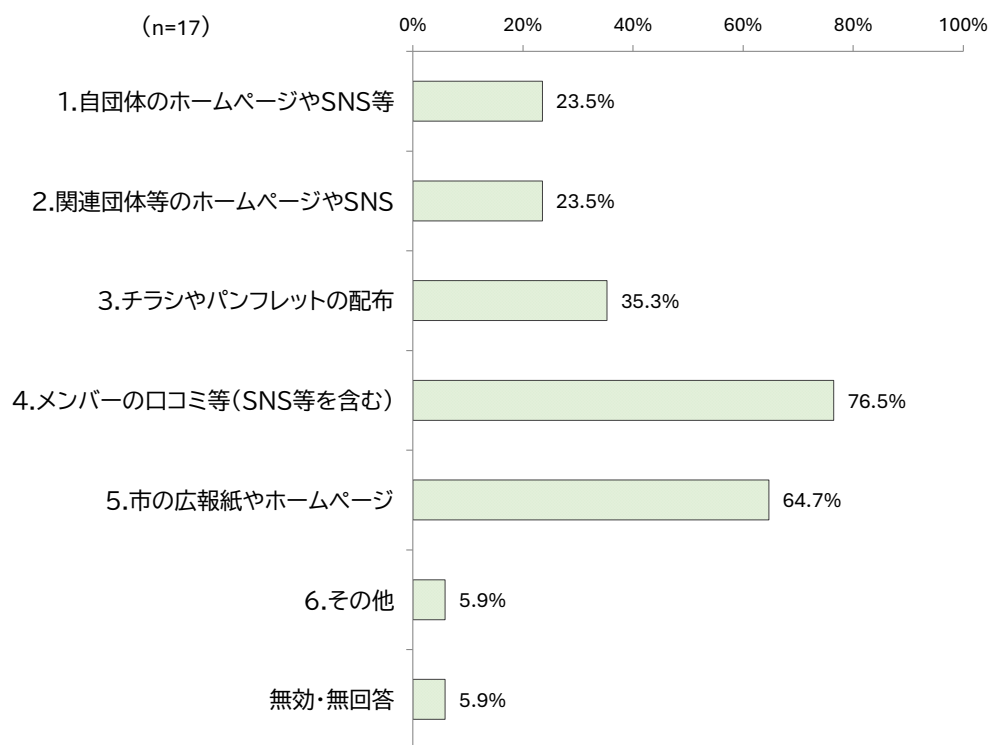


会員の年齢は、「80歳以上」が最も多く20.0%、次いで「50~59歳」が17.8%、「70~79歳」が17.0%でした。



### ● 団体の情報や活動内容の発信方法

発信方法は、「メンバーの口コミ等（SNS等を含む）」が最も多く76.5%、次いで「市の広報紙やホームページ」64.7%、「チラシやパンフレットの配布」35.3%でした。

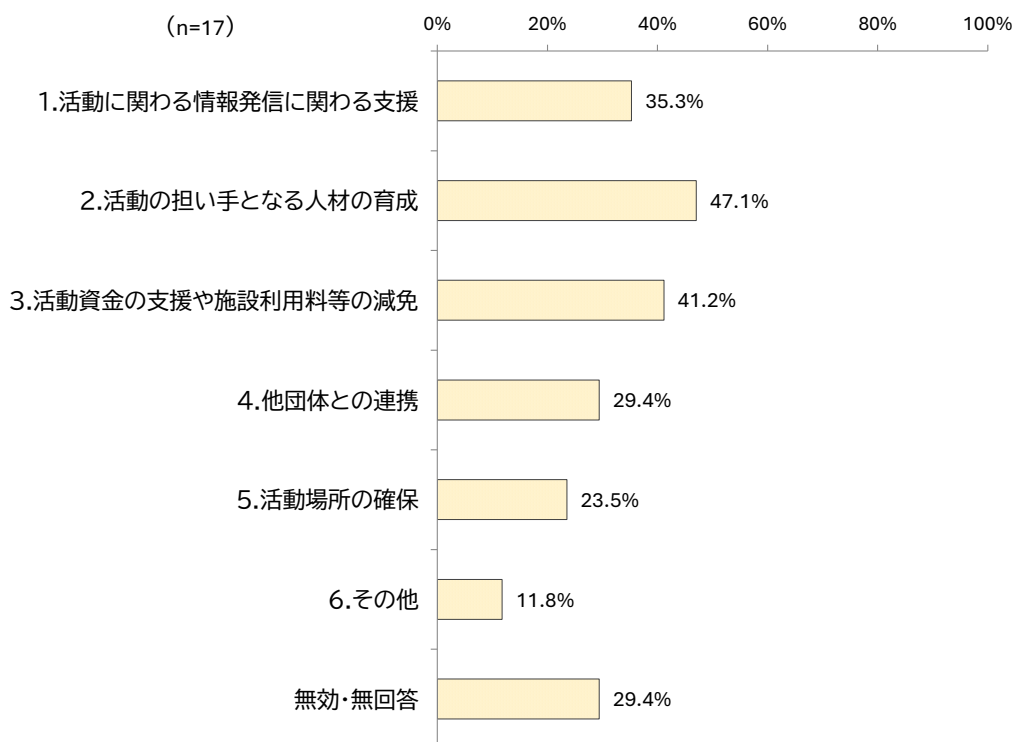


### ● 運営上の課題について

運営上の課題は、会員の高齢化と、それに伴う会員の減少、活動費用の不足等が多く挙げられました。

新規会員の入会頻度は、「年に1回未満」「年に1回程度」が多くなっています。

団体の活動を持続させるために必要だと思うことは、「活動の担い手となる人材の育成」が最も多く47.1%、次いで「活動資金の支援や施設利用料等の減免」41.2%、「活動に関わる情報発信に関わる支援」が35.3%となっています。



## 【こども・わかもの意見ポスト(抄)】

### ● 文化芸術への興味について

興味が「ある」が15人、「ない」が3人となっています。

興味がある分野は「音楽」が11人で最も多く、次いで「美術」が9人、「写真」が7人となっています。

文化芸術に興味がない人に興味を持ってもらう方法の自由記述をまとめたところ、「学校や小さな会館など、身近な施設で文化芸術に触れられるようにする」、「ポスターを増やすなど、宣伝を増やす」、「文化芸術に詳しい人が紹介する」、「入場料を安くする」等の意見が寄せられました。

## 【調査のまとめ】

文化芸術活動について、鑑賞や参加する市民は多数ではありません。しかし、音楽、美術に関しては「体験する機会があれば参加したい」という回答が比較的多く、同様に「体験講座」や「参加できる場所」のニーズがあると考えられます。また、文化財に関しても一定の興味があるという結果がでています。

市内で活動している文化芸術団体は、女性と高齢者の参加が多い傾向にあります。ただし、新規会員の加入機会が乏しく、高齢化が課題となっています。また、団体の活動を広く発信することについても課題があります。

市民の文化芸術活動への参加を促すためには、文化芸術に対する関心を高めるとともに、既存の団体の取り組みを周知すること、新たな取り組みが紹介されることが重要だと考えられます。

## 第3章 計画の体系

### 3.1 目的

この計画は、戸田市文化芸術推進条例の趣旨を踏まえ、文化芸術活動の促進を旨とした文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び文化芸術団体の役割を明らかにし、相互の連携の強化を図るとともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的として策定するものです。

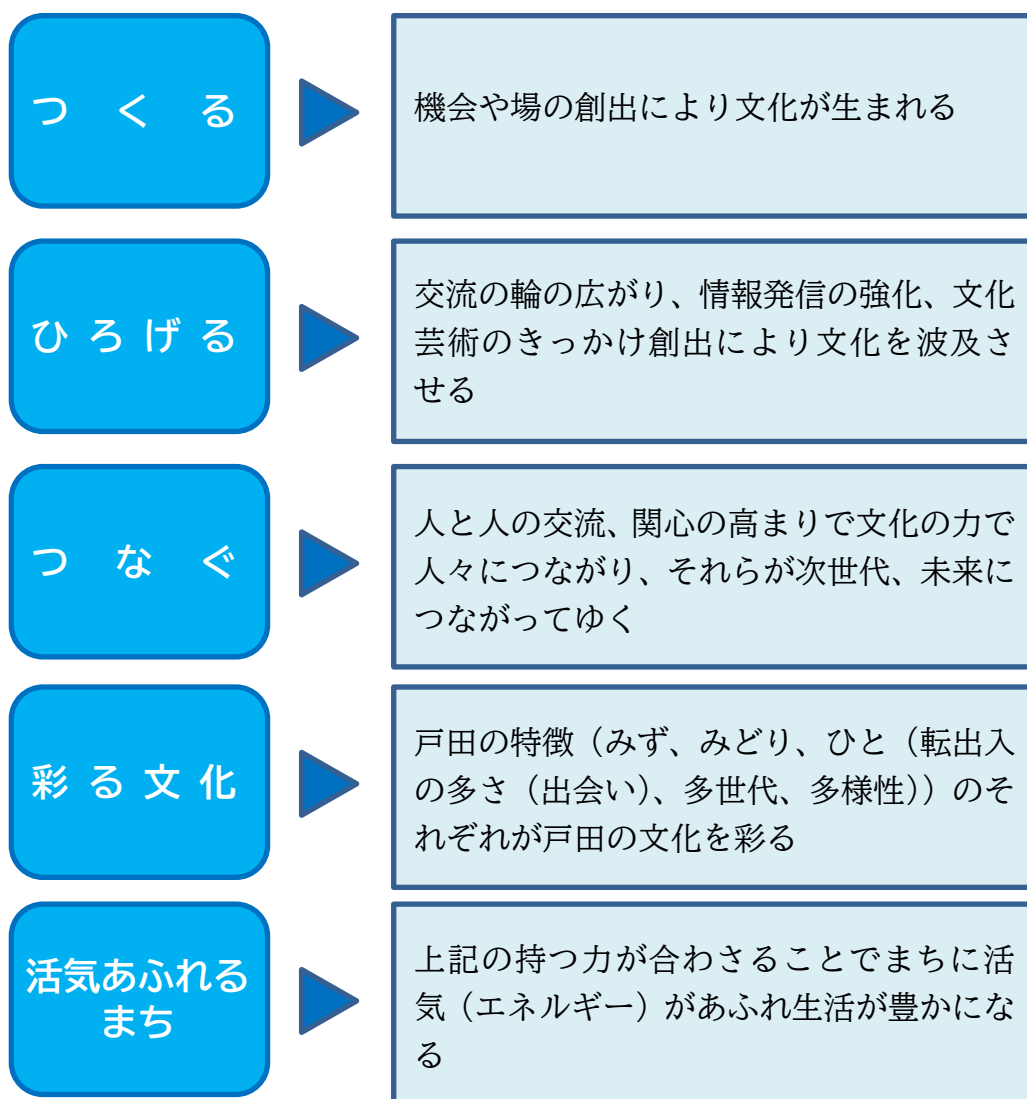
### 3.2 基本理念

本計画では、戸田市文化芸術推進条例第3条に基づき、以下の項目を基本理念とします。

- 1 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の自主性が十分に尊重されること。
- 2 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されること。
- 3 全ての市民が、その年齢、性別、障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動に取り組むことができる環境の整備が図られること。
- 4 多様な文化芸術の保護及び発展が図られること。
- 5 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の相互の連携が図られること。
- 6 市民及び文化芸術団体の意見が施策に反映されるよう十分配慮されること。
- 7 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくりにおける各分野の施策との積極的な連携が図られること。

3.3 将来像

つくる ひろげる つなぐ  
 彩る文化 活気あふれるまち



第3章

### 3.4 計画の体系

#### 【将来像】

つくる ひろげる つなぐ 彩る文化 活気あふれるまち

#### 【基本理念】

- 1 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の自主性が十分に尊重されること。
- 2 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されること。
- 3 全ての市民が、その年齢、性別、障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動に取り組むことができる環境の整備が図られること。
- 4 多様な文化芸術の保護及び発展が図られること。
- 5 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の相互の連携が図られること。
- 6 市民及び文化芸術団体の意見が施策に反映されるよう十分配慮されること。
- 7 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくりにおける各分野の施策との積極的な連携が図られること。

#### 【施策】

- 1 文化芸術活動を担う人材の育成、活用等
- 2 文化芸術活動の充実
- 3 文化芸術によるまちづくりの推進
- 4 文化芸術を通じた出会い及び交流の創出
- 5 文化的資産の継承及び活用

### 3.5 目指す姿

本計画を推進することで目指すまちの姿を示します。

1 文化芸術活動を支え、地域や社会を結びつける人材を育成することで市の文化的な力が高まります。中学校部活動の地域展開の検討も進められている中、その受け皿など文化芸術活動をする人々が数多く発掘、育成されることが重要です。そして、そうした方々が、地域で活躍することで、文化芸術が継承、発展していくことを目指します。

2 文化芸術団体の高齢化や新規会員の減少が課題となっています。一方、市民には活動の場や発表の機会、体験講座への参加ニーズがあります。文化芸術団体の活動を充実させ、市民の文化芸術の鑑賞、参加、創造の機会とのマッチングが図られることで、文化芸術に親しみやすい環境が整備された状態を目指します。

3 市民生活に関わる様々な分野において、文化芸術を活用した魅力あるまちづくりを推進していきます。この中で、鑑賞や参加の機会など文化芸術に接する機会を提供することで市民の興味関心を高め、市に愛着や誇りを持つ市民が増加した状態を目指します。

4 戸田市の地域特性は、転出入が多く平均年齢が若いことにあります。しかし、今後は人口減少、少子高齢化が進行していくものと考えられます。文化芸術を通じて世代や地域、分野を超えた共通の体験を創出し、多様な視点や才能に出会うことで人々の結びつきや地域への愛着が育まれます。文化芸術を通じた出会いや交流を通じ、新たな価値観や創造につながる環境の整備を目指します。

5 古くから継承されてきた有形、無形の文化財や景観は、かけがえのない資産であり、本市の文化芸術の基礎ともなるものです。市民が文化財に触れる機会をつくり、その価値が共有され、保護、活用、継承につながる環境の整備を目指します。

## 第4章 施策の展開

### 施策1 文化芸術活動を担う人材の育成、活用等

#### 施策の方向性

文化芸術活動を担う人材を育成し、活用するとともに、その活躍の場を広げるための環境の整備に取り組みます。

市民が文化芸術に興味を持ち活動するために、そのきっかけをつくり、実際に体験していただくことが重要です。例えば、絵画や工芸などの教室への参加、体験をきっかけとして展覧会への出展につなげるなど、活動のきっかけや場づくりを行うことで、文化芸術活動をする人を増やしていきます。

また、文化芸術活動に取り組む人や団体が活躍の場を広げられるよう、活動しやすい環境づくりも進めていきます。

さらに、中学校部活動の地域展開が検討されている中、地域の受け皿となる指導者の発掘、育成のための取組も進めていきます。

#### 指標

項目	当初値※	目標値 (令和12年度)
アーティストバンクの登録者数	0人	40人
市の文化教室※の開催回数	11回	13回

※文化教室とは文化スポーツ課において実施しているきっかけや体験機会の提供を目的とした各種教室を指す。

※当初値は令和7年度の値を設定

## 主な取組

- 市による文化教室の実施  
 （展覧会への出展につなげるなど、文化芸術活動のきっかけや体験する機会を増やすため、各種文化教室を開催する。）
- 文化芸術に関する中学校部活動の地域展開検討  
 （中学校部活動の地域展開は、地域が主体となって活動することで、中学生が将来にわたりスポーツ・文化芸術に親しめる環境を継続的に提供することを目指している。教育委員会における検討の状況をとらえながら、今後、地域が主体となって活動できるよう、指導者の発掘、育成のための取組を進めていく。）
- アーティストバンクの創設  
 （個人や団体等による文化芸術活動の活性化が図られるよう、多方面で活躍している人材情報を登録することにより、アーティストの紹介やマッチング等を行う仕組みを作る。）



粘土彫刻教室

こども将棋教室



## 施策2 文化芸術活動の充実

### 施策の方向性

市民が文化芸術に親しめる機会の充実を図るため、市民及び文化芸術団体の自主的な活動の支援に努めるとともに、参加しやすい環境を整備していきます。

市で活動する文化芸術団体は、これまで多種多様な活動を行い市の文化の発展に寄与してきました。しかしながら、近年、文化芸術団体の構成員の高齢化や新規会員の減少が課題となっています。今後も市の文化の発展のためこれらの団体が活動できるよう支援していきます。

一方で、市民は体験講座など文化芸術への参加の機会を求めています。活動団体と市民が出会えるよう、情報発信の強化や情報の一元化をするなど多様な主体が参加しやすい環境づくりを進めていきます。

### 指標

項目	当初値※	目標値 (令和12年度)
文化協会所属団体における事業数	59事業	75事業
指定管理業務※における文化事業の参加者数及び鑑賞者数	参加者数 468人	参加者数 1,278人
	鑑賞者数 27,110人	鑑賞者数 34,210人

※指定管理業務とは、「戸田市文化会館」の指定管理業務を指す。

※「指定管理業務における文化事業の参加者数及び鑑賞者数」は第5次戸田市総合振興計画（後期）と同一の指標を設定

※当初値は令和6年度の値を設定

## 主な取組

- 子ども（託児付きイベント等）や高齢者、障がい者を対象とした文化芸術の鑑賞、参加、創造機会の提供

（全ての市民が、等しく文化芸術に触れられるよう、託児付きイベントや高齢者、障がい者を対象とした文化芸術の鑑賞、参加、創造機会の提供の充実を図る。）

- デジタル配信（広報やSNS等）を活用した文化芸術事業等の周知

（市や市内で活動している団体の事業について、情報を求めている人に情報が届くようデジタル配信を活用し、情報周知の強化や団体活性化を目的とした新規会員獲得に向けた支援を行う。）

- 文化芸術に関するデータベース整備・情報の一元化

（文化芸術を活用した様々な分野の事業が市民に届くよう文化芸術に関する情報のデータベースを構築し集約化を行うとともに、検索しやすい環境を整備する。）

- 指定管理業務における文化事業の充実

（市民の文化芸術への参加の機会を増やすため、市の文化の中心的な拠点である戸田市文化会館において、各種コンサートや公演、市民参加型事業の充実を図る。）



サロンコンサート



親子でルンルン音楽会

## 施策3 文化芸術によるまちづくりの推進

### 施策の方向性

教育、子育て、健康、福祉、産業、観光、環境等の分野において、文化芸術を活用することで、課題の解決及び地域の活性化を図り、魅力あるまちづくりの推進に取り組みます。

市では、様々な分野で事業を進めています。その事業を知り、理解し、参加するきっかけづくりとして文化芸術活動を活用します。例えば子育て支援事業で親子コンサートを実施する、福祉事業で障がい者アート展を開催するなど、文化芸術活動と各分野の事業の相互作用で暮らしやすいまちづくりが進んでいきます。また、これまで多くの取組みを行ってきた公民館講座等の生涯学習事業について情報を把握し、連携を図っていきます。

これらの事業が市民に届くよう、情報発信や情報の集約化等、デジタルコンテンツも活用しながら効果的な取り組みを進めていきます。

### 指標

項目	当初値※	目標値 (令和12年度)
市の文化芸術に関する事業※実施数	17事業	25事業

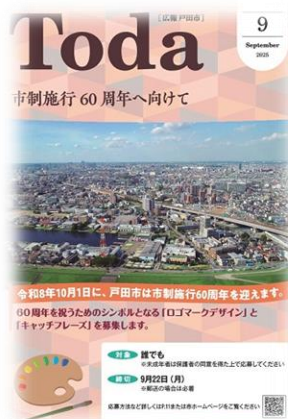
※文化芸術に関する事業とは、毎年文化スポーツ課で実施する市内照会で把握した事業を指す。

※当初値は令和7年度の値を設定

主な取組

- 市の文化芸術に関する各種事業実施  
 (文化芸術活動と教育、子育て、健康、福祉、産業、観光、環境等の事業との相互作用で暮らしやすいまちづくりを推進していくため、市や各公共施設等において行われている様々な分野の事業において、文化芸術を活用・連携した事業展開を図る。)
- デジタル配信(広報やSNS等)を活用した文化芸術事業等の周知(再掲)  
 (文化芸術を活用した様々な分野の事業が市民に届くようデジタル配信を活用し、これらの事業について文化芸術の観点から情報発信の強化を図る。)
- 文化芸術に関するデータベース整備・情報の一元化(再掲)  
 (文化芸術を活用した様々な分野の事業が市民に届くよう文化芸術に関する情報のデータベースを構築し集約化を行うとともに、検索しやすい環境を整備する。)

戸田市役所



広報戸田市

## 施策4 文化芸術を通じた出会い及び交流の創出

### 施策の方向性

文化芸術の発展及び創造を促進するため、世代、地域及び分野を超えた文化芸術を通じた出会い並びに交流の創出に取り組みます。

市では、文化会館をはじめ市内の公共施設等で文化祭や音楽祭、美術展覧会が毎年開催されています。これらは、戸田市の文化を体感できる貴重な行事です。これらの行事は、多世代交流や市内外で活動している人たちの交流につながる絶好の機会となっています。

しかしながら、市民アンケートでは、参加や鑑賞する市民は決して多くはありません。このような貴重な行事を今後も継続的に実施し発展させていくために、デジタルコンテンツも活用しながら情報発信を強化することや他のイベント等に合わせて開催するなど、行事の運営を工夫することで新たな参加者や鑑賞者を増やし、出会いや交流の機会を創出していきます。

近年、これらの行事に、若い世代等新しい参加者も出てきています。今後も参加者数や鑑賞者数の増加に取り組みます。

### 指標

項目	当初値※	目標値 (令和12年度)
文化祭・音楽祭・美術展覧会の 出品者数・参加者数及び鑑賞者数	参加者数 1,213人	参加者数 1,511人
	鑑賞者数 11,401人	鑑賞者数 17,723人

※当該指標は第5次戸田市総合振興計画（後期）と同一の指標を設定

※当初値は令和6年度の値を設定

## 主な取組

- 文化祭・音楽祭・美術展覧会の開催

(戸田市の文化を体感できる貴重な行事である文化祭・音楽祭・美術展覧会は、多世代交流や市内外で活動している人たちの交流につながる絶好の機会となっていることから、将来にわたって継続できるように、より多くの市民が訪れるよう工夫を凝らした運営を行っていく。)

- 異分野イベントとの連携

(他の目的での来訪者が市の文化芸術事業に関心を持ってもらうよう、そのきっかけ作りとしてスポーツイベントでの文化芸術の周知を行うなど、他のイベントと連携しその機会を増やしていく。)

- デジタル配信(広報やSNS等)を活用した文化芸術事業等の周知(再掲)

(より多くの市民の文化芸術事業への参加促進を図るため、各事業やイベントについてデジタル配信を活用することで市民が手軽に情報を得られるようにする。)

### 文化祭芸能フェスティバル



戸田市文化祭



戸田市美術展覧会



戸田音楽祭

## 施策5 文化的資産の継承及び活用

### 施策の方向性

先人たちの営みによって創造され、保存されてきた有形及び無形の文化財、景観等の文化的資産を次世代に継承するとともに、それらの魅力及び価値を高めるための活用に取り組みます。

市の文化財の一部は、博物館に収蔵され、それぞれの文化財の状態に応じた適切な管理、保管を行うとともに、市民が戸田市の歴史や文化に触れられるよう展示等による公開、情報発信を行っています。

また、市民アンケートでは、市の文化財について市民の認知はそれほど高くない一方、一定の興味はあるとの結果が出ています。引き続き、歴史や文化に触れる機会をつくることで市民の郷土愛を育み、魅力あるイベント等を提供することで、文化財の魅力や価値の情報発信に努めます。

### 指標

項目	当初値※	目標値 (令和12年度)
戸田市の文化財の認知度	8.8%	9.8%

※当該指標は第5次戸田市総合振興計画（後期）と同一の指標であり、「戸田市市民意識調査」の値を設定

※当初値は令和7年度の値を設定

## 主な取組

### ● 歴史や文化に触れるイベント開催

（戸田の歴史や文化を身近なものとして感じ、興味を持ってもらうきっかけづくりとするため、市民が郷土史や地域の文化財に触れることができる機会を提供する。）

### ● 収蔵資料情報のデジタル化

（博物館の収蔵資料に触れる機会を増やすため、収蔵資料情報のデジタル化を行うことにより、時間や場所を問わずに市民が手軽に資料を見ることができる環境を整備する。）

### ● 市指定文化財等の動画コンテンツの作成・配信

（より多くの市民に、手軽に、楽しみながら市指定文化財等に触れてもらえるようにするため、ビジュアル的にもストーリー的にも分かりやすい動画コンテンツの作成・配信を行う。）



下戸田ささら獅子



はにわくん

文化財ゆるキャラ



3代目戸田橋の親柱



はにこちゃん

## 第5章 計画の推進

### 5.1 推進体制

市では、戸田市文化芸術推進条例及び本計画に基づき、市の文化芸術施策を推進していきます。

これまでもさまざまな取り組みのなかで、文化芸術推進の視点を持つ施策や事業を推進してきましたが、今後も、市民や文化芸術団体と連携して取り組みを進めます。

#### 5.1.1 市の役割

市は、本計画の基本理念にのっとり、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進します。

文化芸術施策の実施にあたっては、市民及び文化芸術団体の意見を取り入れ協働して取り組みます。

また、文化芸術施策の推進にあたっては、文化芸術活動に必要な財政上の措置を図るとともに、活動しやすい環境整備に努めます。

文化芸術活動に取り組む様子が広く市民に伝わるよう、さまざまな媒体を活用した広報に取り組みます。

#### 5.1.2 市民の役割

市民は、地域社会の一員として、文化芸術が市民の暮らしやまちの魅力の向上に果たす役割を意識し、担い手として取り組みを進めるとともに、関係する人々や団体と相互に連携、尊重して市の文化芸術環境の向上に取り組みます。

#### 5.1.3 文化芸術団体の役割

文化芸術団体は、それぞれの活動の充実を図るとともに、相互の連携や市民の文化芸術活動の支援などを通じて、市の文化芸術環境の向上に取り組みます。

## 5.2 評価等

### 5.2.1 戸田市文化芸術推進審議会

市の文化芸術施策の適正かつ円滑な運営を推進するために、戸田市文化芸術推進審議会を設置します。

審議会では、市内の文化芸術活動の取り組みについて広く情報を収集し、市の施策の評価をするとともに、市の文化芸術活動の方向性について検討します。

### 5.2.2 評価指標

本計画の施策で、経年的な評価を行うための評価指標を定めます。

戸田市文化芸術推進審議会において評価し、結果を市民に公開します。



## 資料編



# 1 戸田市文化芸術推進条例

令和7年3月31日

条例第5号

市は、豊かな荒川の流れとうるわしい武蔵野の大地を故郷とする緑豊かなまちです。古くから、戸田の渡しとして知られる戸田渡船場を中心とした物流の拠点として発展し、その長い歴史と風土の中で、多様な文化芸術を育んできました。なかでも、文化芸術の持つ創造性や人と人をつなぐ力は、私たちの暮らしを彩り、生きる活力となってきました。

こうして、今日まで発展してきた市の文化芸術を継承し、更に発展させ、また、新たに創造していくことは、私たちの生活や子どもたちの成長にとってなくてはならないものです。

ここに、市における文化芸術に関する施策の基本理念を定め、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)の趣旨を踏まえ、文化芸術活動の促進を旨とした文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び文化芸術団体の役割を明らかにし、相互の連携の強化を図るとともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営む者

エ 町会・自治会その他の地域における公共的活動を行う団体

オ 市内で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う個人又は団体

(2) 文化芸術 次に掲げる芸術等であって、鑑賞の対象となりうる表現や技芸をいう。

- ア 文化芸術基本法(以下「法」という。)第8条に規定する芸術
  - イ 法第9条に規定するメディア芸術
  - ウ 法第10条に規定する伝統芸能
  - エ 法第11条に規定する芸能
  - オ 法第12条に規定する生活文化及び国民娯楽
- (3) 文化芸術活動 文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することをいう。
- (4) 文化芸術団体 市内において文化芸術活動を行っている団体及び市の文化芸術に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策(以下「施策」という。)の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の自主性が十分に尊重されること。
- (2) 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されること。
- (3) 全ての市民が、その年齢、性別、障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動に取り組むことができる環境の整備が図られること。
- (4) 多様な文化芸術の保護及び発展が図られること。
- (5) 文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の相互の連携が図られること。
- (6) 市民及び文化芸術団体の意見が施策に反映されるよう十分配慮されること。
- (7) 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくりにおける各分野の施策との積極的な連携が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、施策の実施に当たっては、市民及び文化芸術団体の協力を求め、又は市民及び文化芸術団体の人材、情報その他の資源を活用するよう努めるものとする。
- 3 市は、施策を推進するため、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、施策を推進するため、文化芸術活動に係る環境の整備に努めるものとする。

- する。
- 5 市は、施策を推進するため、文化芸術活動に係る周知が図られるよう努めるものとする。
  - 6 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術活動の促進を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、地域社会の一員として、文化芸術の果たす役割と自らがその担い手であることを意識するとともに、相互の文化芸術を尊重しつつ、その推進に寄与するよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第 6 条 文化芸術団体は、自身の活動の充実を図るとともに、市民の文化芸術活動を主体的に支援することにより、その推進に寄与するよう努めるものとする。

(文化芸術推進基本計画)

- 第 7 条 市は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市は、文化芸術推進基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(審議会)

- 第 8 条 この条例に基づく施策の適正かつ円滑な運営を推進するため、法第 37 条の規定に基づき、戸田市文化芸術推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。
    - (1) 文化芸術推進基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。
    - (2) 前号に掲げるもののほか、施策の推進に関し必要な事項
  - 3 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
    - (1) 学識経験を有する者
    - (2) 専門知識を有する者
    - (3) 文化芸術団体を代表する者
    - (4) 公募による市民(個人に限る。)

(5) 市職員

(6) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項で定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(文化芸術活動を担う人材の育成、活用等)

第9条 市は、文化芸術活動を担う人材を育成し、活用するとともに、その活躍の場を広げるための環境の整備に取り組むものとする。

(文化芸術活動の充実)

第10条 市は、市民が文化芸術に親しめる機会の充実に図るため、市民及び文化芸術団体の自主的な活動の支援に努めるとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。

(文化芸術によるまちづくりの推進)

第11条 市は、教育、子育て、健康、福祉、産業、観光、環境等の分野において、文化芸術を活用することで、課題の解決及び地域の活性化を図り、魅力あるまちづくりの推進に取り組むものとする。

(文化芸術を通じた出会い及び交流の創出)

第12条 市は、文化芸術の発展及び創造を促進するため、世代、地域及び分野を超えた文化芸術を通じた出会い並びに交流の創出に取り組むものとする。

(文化的資産の継承及び活用)

第13条 市は、先人たちの営みによって創造され、保存されてきた有形及び無形の文化財、景観等の文化的資産を次世代に継承するとともに、それらの魅力及び価値を高めるための活用に取り組むものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 2 戸田市文化芸術推進審議会規則

令和7年9月4日  
規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市文化芸術推進条例(令和7年条例第5号)第8条第5項の規定に基づき、戸田市文化芸術推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第5条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職

を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 【戸田市文化芸術推進審議会委員名簿】

	氏名	所属等
会長	友岡 邦之	高崎経済大学教授
副会長	金子 篤徳	戸田市文化協会副会長
委員	駒崎 雅彦	戸田市文化会館館長
委員	穴戸 幸子	戸田市美術展覧会実行委員会委員長
委員	益子 葵	公募市民
委員	河合 尚市	公募市民
委員	秋元 幸子	市民生活部長
委員	川和田 亨	教育部長

## 3 審議経過

### 3.1 審議会等日程

時期	内容
令和7年 (2025年) 9月25日	第1回戸田市文化芸術推進審議会
10月31日	第2回戸田市文化芸術推進審議会
11月21日	第3回戸田市文化芸術推進審議会
12月19日	第4回戸田市文化芸術推進審議会
12月25日～ 令和8年 (2026年) 1月25日	パブリック・コメント
2月10日	第5回戸田市文化芸術推進審議会

## 3.2 将来像検討の足あと

### 【事務局当初提案】

#### <戸田市の特徴>

- ・荒川に隣接し、水と緑豊かな土地
- ・「戸田の渡し」として物流の拠点として発展
- ・人口転出入が多い
- ・市民の文化芸術への興味関心が低い
- ・文化芸術活動団体が高齢化と存続危機、新規会員の加入率が低い
- ・市や文化芸術活動団体の情報発信力が弱い

### 候補1 つなぐ、ひろげる、未来を創る。文化が息づくまちへ

つなぐ...人と人との交流、関心の高まり  
ひろげる...交流の和の広がり、情報発信の強化、文化芸術のきっかけ創出  
未来を創る...文化芸術の後世への継承  
息づく...文化芸術の気運の高まり

### 候補2 鑑賞し、参加し、創造する。戸田の文化芸術

「鑑賞する。」「参加する。」「創造する。」...文化芸術推進条例の「文化芸術活動」の定義 鑑賞、参加だけで終わらず、創造し価値を残す。関心の高まり、機会の創出、個人の主体性を表す。

### 候補3 一人一人が未来へつなぐ、わたしの文化芸術

一人一人...市民の文化芸術への関心の高まり。あなたが主役  
未来へつなぐ...文化芸術の後世への継承  
わたしの...「戸田の渡し」を連想、個人の個性

### 候補4 都市と自然が奏でる、アートが息づくまち

都市と自然が奏でる...東京都と荒川に隣接し、水と緑の豊かさ  
アート...芸術をオシャレに表現  
自分の思いや哲学を表現するために作られるもの。  
息づく...文化芸術の気運の高まり

## 【第2回審議会での質疑（抄）】

候補1：ひらがなから始まるのが良く、柔らかい印象だが、戸田市らしきはない。

候補2：わかりやすいが、堅い印象。

候補3：「私」と「戸田の渡し」の連想が難しい。

候補4：都市というイメージが戸田市にはないため、「まち」の方が良い。

→「候補1をベースにして、他の候補の言葉を使ってはどうか。また、「つなぐ、広げる、創る」とあるが、最初は発信の意味合いがある「創る」が適切なのではないかと思う。」

## 【審議会委員からの提案】

「つくる ひろげる つなぐ」は固定

- ・文化の水面（みなも）かがやく街へ
- ・文化の潤いゆたかな街へ
- ・文化でつどう水辺のまち
- ・輝く戸田の未来へ
- ・文化で語る戸田の未来
- ・ripple effect（波及効果、連鎖反応）
- ・Flow of ART（アートの流れ）
- ・Flow of LIFE（人生の流れ）
- ・Art flows here（アートがここに流れる）
- ・Flowmotion

「Flow（流れ）」＋「Motion（動き）」の造語

→芸術・ひと・まちの“動くエネルギー”をイメージ、  
水の流れとアートの融合をイメージ

- ・Fireflow

「Fire（情熱・花火）」と「Flow（流れ）」

→水と火、静と動、伝統と創造が交差

- ・Ripple

一人の創造が波紋のように広がり、人や街をつなぐ

## 【将来像の決定（第3回審議会承認）】

つくる ひろげる つなぐ  
彩る文化 活気あふれるまち

## 4 アンケート調査

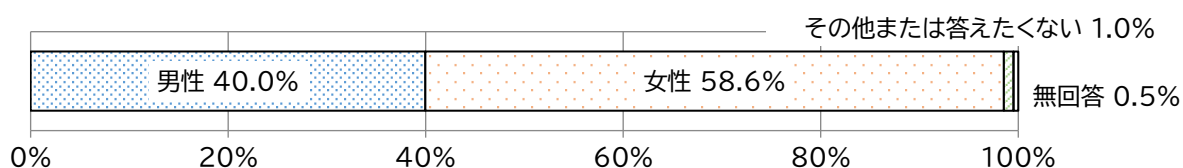
※ 集計した数値（％）は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しているため、選択肢の数値（％）の合計が100.0％にならないことがあります。

### 4.1 市民アンケート

期間	令和7年（2025年）8月1日から8月20日まで
調査対象	戸田市在住の16歳以上の市民2,400人（無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送およびWEB回収
回収件数	618件（回収率25.8％）

#### 問1. あなたの性別をお答えください。

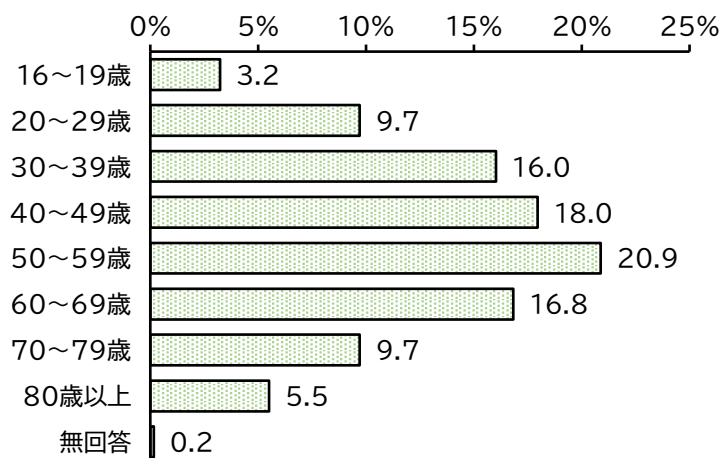
「女性」が58.6%、「男性」(40.0%)となっています。



#### 問2. あなたの年齢をお答えください。（○は1つ）

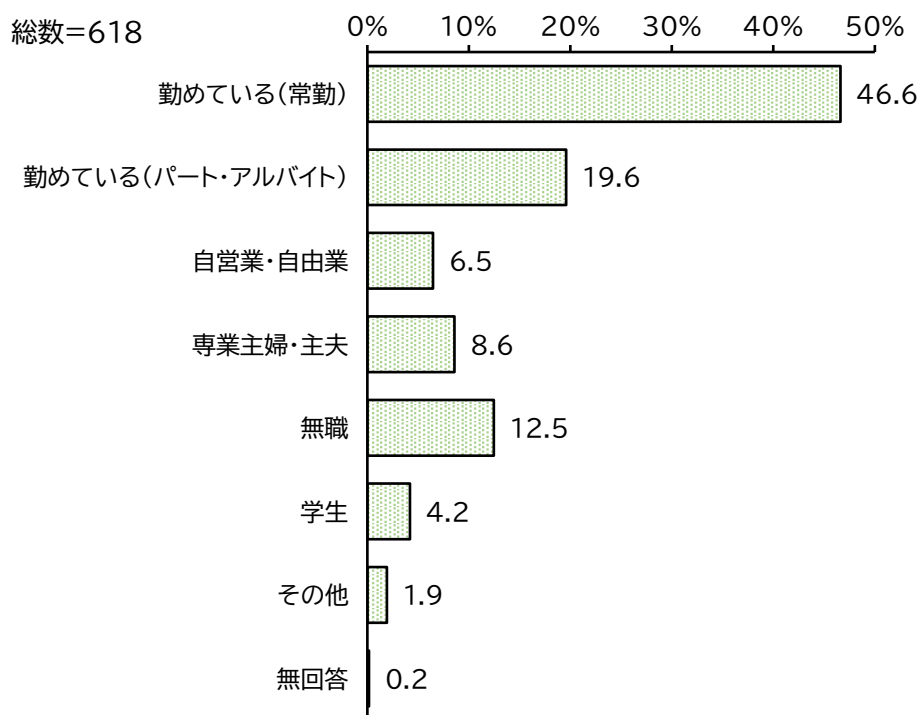
16～19歳が3.2%、20～29歳が9.7%、30～39歳が16.0%、40～49歳が18.0%、50～59歳が20.9%、60～69歳が16.8%、70～79歳が9.7%、80歳以上が5.5%となっています。

総数=618



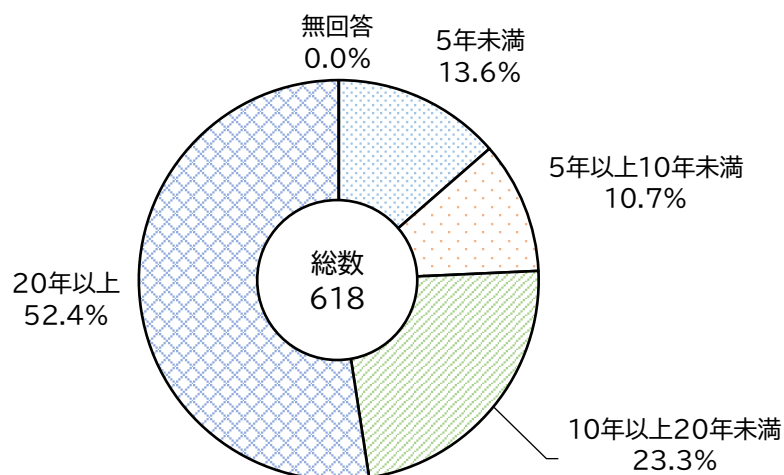
### 問3. あなたの就労形態は何ですか。(〇は1つ)

「勤めている(常勤)」が46.6%で最も多く、「勤めている(パート・アルバイト)」(19.6%)、「無職」(12.5%)、「専業主婦・主夫」(8.6%)が続きます。



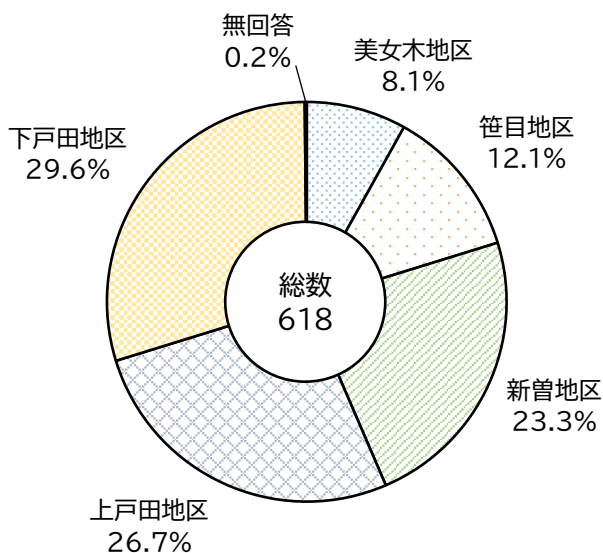
### 問4. あなたは、戸田市に住んで何年になりますか。(〇は1つ)

「20年以上」が52.4%で最も多く、「10年以上20年未満」(23.3%)、「5年未満」(13.6%)、「5年以上10年未満」(10.7%)が続きます。



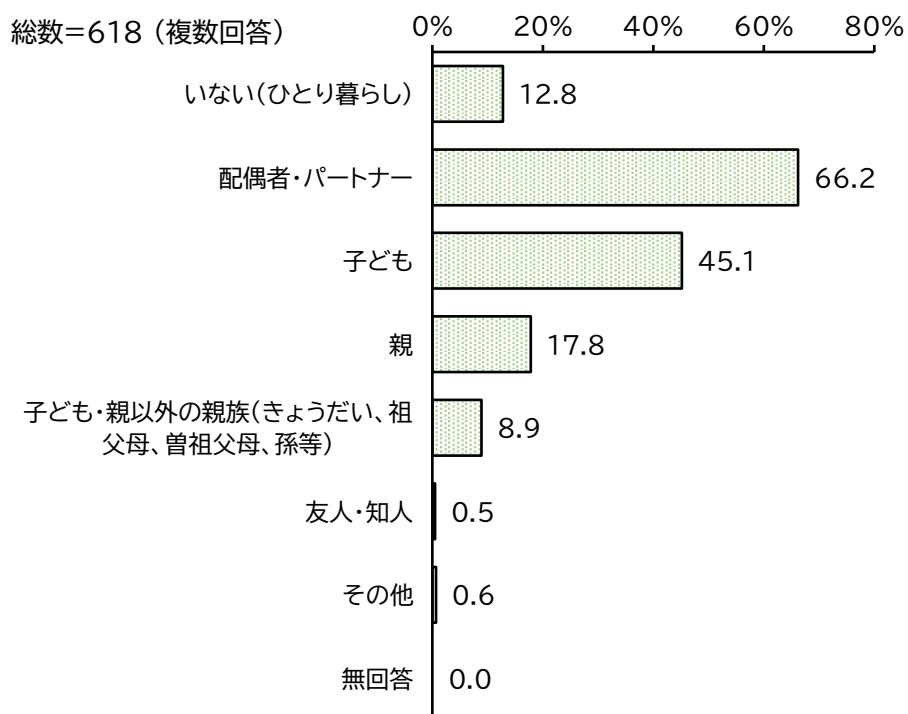
問5. あなたのお住いの地域をお選びください。(○は1つ)

「下戸田地区」が29.6%で最も多く、「上戸田地区」(26.7%)、「新曽地区」(23.3%)、「笹目地区」(12.1%)が続きます。



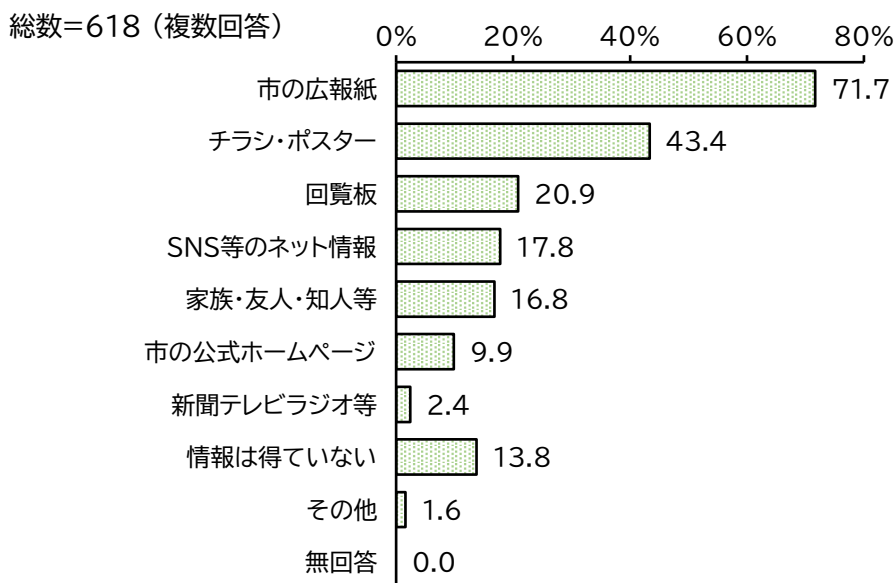
問6. 現在、あなたと同居している人をお選びください。(あてはまるものすべてに○)

「配偶者・パートナー」が66.2%で最も多く、「子ども」(45.1%)、「親」(17.8%)、「いない(ひとり暮らし)」(12.8%)が続きます。



問7. あなたは、戸田市で開催される文化芸術に関する情報をどのように入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

「市の広報紙」が71.7%で最も多く、「チラシ・ポスター」(43.4%)、「回覧板」(20.9%)、「SNS等のネット情報」(17.8%)が続きます。



## ● 文化芸術の鑑賞について

問 8-1. あなたは、以下の文化芸術分野についてどの程度鑑賞（施設に出向き直接鑑賞しているものに限る）していますか。(それぞれに○は1つ)

「映画」を除き「ほとんど鑑賞しない」が最も多くなっています。

	全体	毎月2回以上	毎月1回程度	年6〜11回程度	年1〜5回程度	数年に1回程度	ほとんど鑑賞しない	無回答
ア. 文学	618 100.0	11 1.8	10 1.6	5 0.8	35 5.7	45 7.3	492 79.6	20 3.2
イ. 音楽	618 100.0	20 3.2	12 1.9	17 2.8	150 24.3	123 19.9	284 46.0	12 1.9
ウ. 美術（絵画・写真等）	618 100.0	5 0.8	10 1.6	8 1.3	107 17.3	140 22.7	334 54.0	14 2.3
エ. 舞台芸術（演劇・舞踊等）	618 100.0	4 0.6	5 0.8	12 1.9	65 10.5	96 15.5	418 67.6	18 2.9
オ. 伝統芸能	618 100.0	-	1 0.2	1 0.2	24 3.9	53 8.6	518 83.8	21 3.4
カ. 映画	618 100.0	15 2.4	24 3.9	49 7.9	233 37.7	88 14.2	195 31.6	14 2.3

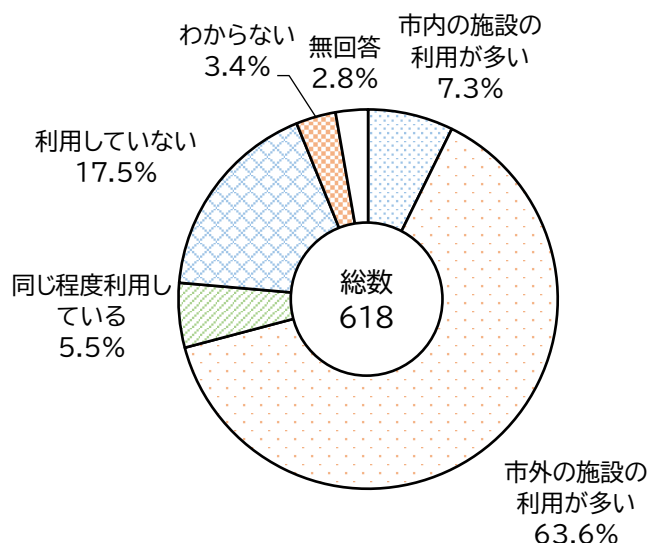
問 8-2. 問 8-1 で「6. ほとんど鑑賞しない」と回答した方にうかがいます。ほとんど鑑賞しない理由は何ですか。(問 8-1 で6を選んだ分野のみ回答。主なもの3つまでに○)

いずれの分野でも「興味関心がない」が最も多くなっています。伝統芸能以外の分野では「時間に余裕がない」が二番目に多く、「興味はあるが鑑賞したいものや機会がない」という回答が三番目に多くなっています。

	全体	時間に余裕がない	情報がない	興味はあるが鑑賞したいものや機会がない	自身の健康や年齢の事情	子育てや介護の都合	鑑賞料、交通費などの費用が負担	興味関心がない	鑑賞する場がない	その他	無回答
ア. 文学	492 100.0	85 17.3	57 11.6	75 15.2	17 3.5	40 8.1	29 5.9	246 50.0	55 11.2	14 2.8	18 3.7
イ. 音楽	284 100.0	71 25.0	34 12.0	55 19.4	15 5.3	35 12.3	29 10.2	85 29.9	13 4.6	9 3.2	11 3.9
ウ. 美術（絵画・写真等）	334 100.0	69 20.7	29 8.7	60 18.0	17 5.1	29 8.7	28 8.4	149 44.6	15 4.5	10 3.0	11 3.3
エ. 舞台芸術（演劇・舞踊等）	418 100.0	85 20.3	39 9.3	81 19.4	18 4.3	35 8.4	45 10.8	170 40.7	26 6.2	10 2.4	21 5.0
オ. 伝統芸能	518 100.0	88 17.0	57 11.0	96 18.5	21 4.1	36 6.9	56 10.8	227 43.8	42 8.1	11 2.1	20 3.9
カ. 映画	195 100.0	52 26.7	16 8.2	37 19.0	19 9.7	15 7.7	19 9.7	55 28.2	9 4.6	10 5.1	10 5.1

問 8-3. 鑑賞する施設は市内と市外とどちらが多いですか。(○は1つ)

「市外の施設の利用が多い」が63.6%で最も多く、「利用していない」(17.5%)、「市内の施設の利用が多い」(7.3%)、「同じ程度利用している」(5.5%)が続きます。



問 9-1. あなたは、以下の文化芸術分野についてどの程度鑑賞（メディア等を介して鑑賞しているものに限る）していますか。（それぞれに○は1つ）

「音楽」では毎月2回以上が31.7%、「映画」では年1～5回程度がそれぞれ最も多くなっています。その他の分野では「ほとんど鑑賞しない」が最も多くなっています。

	全体	毎月2回以上	毎月1回程度	年6～11回程度	年1～5回程度	数年に1回程度	ほとんど鑑賞しない	無回答
ア. 文学	618 100.0	55 8.9	26 4.2	17 2.8	52 8.4	53 8.6	388 62.8	27 4.4
イ. 音楽	618 100.0	196 31.7	49 7.9	44 7.1	88 14.2	58 9.4	165 26.7	18 2.9
ウ. 美術（絵画・写真等）	618 100.0	36 5.8	35 5.7	24 3.9	91 14.7	94 15.2	320 51.8	18 2.9
エ. 舞台芸術（演劇・舞踊等）	618 100.0	17 2.8	17 2.8	16 2.6	62 10.0	98 15.9	386 62.5	22 3.6
オ. 伝統芸能	618 100.0	6 1.0	4 0.6	5 0.8	38 6.1	67 10.8	474 76.7	24 3.9
カ. 映画	618 100.0	115 18.6	79 12.8	77 12.5	147 23.8	56 9.1	126 20.4	18 2.9

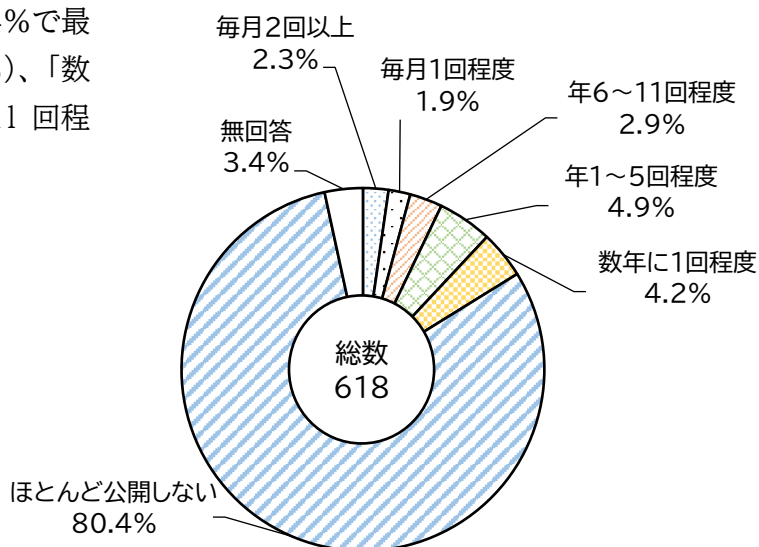
問 9-2. 問 9-1 で「6. ほとんど鑑賞しない」と回答した方にうかがいます。ほとんど鑑賞しない理由は何ですか。(問9-1で6を選んだ分野のみ回答。主なもの3つまでに○)

いずれの分野も「興味関心がない」が最も多くなっています。舞台芸術(演劇・舞踊等)および伝統芸能では「興味はあるが鑑賞したいものや機会がない」が二番目に多くなっています。

	全体	時間に余裕がない	情報がない	興味はあるが鑑賞したいものや機会がない	自身の健康や年齢の事情	子育てや介護の都合	鑑賞料などの費用が負担	興味関心がない	鑑賞するメディアがない	その他	無回答
ア. 文学	388 100.0	62 16.0	39 10.1	39 10.1	13 3.4	14 3.6	9 2.3	219 56.4	32 8.2	7 1.8	20 5.2
イ. 音楽	165 100.0	38 23.0	16 9.7	18 10.9	10 6.1	11 6.7	10 6.1	64 38.8	9 5.5	6 3.6	10 6.1
ウ. 美術(絵画・写真等)	320 100.0	48 15.0	29 9.1	47 14.7	13 4.1	21 6.6	11 3.4	155 48.4	22 6.9	8 2.5	15 4.7
エ. 舞台芸術(演劇・舞踊等)	386 100.0	56 14.5	33 8.5	74 19.2	13 3.4	20 5.2	21 5.4	172 44.6	36 9.3	8 2.1	20 5.2
オ. 伝統芸能	474 100.0	65 13.7	43 9.1	79 16.7	14 3.0	21 4.4	25 5.3	228 48.1	46 9.7	9 1.9	26 5.5
カ. 映画	126 100.0	28 22.2	10 7.9	12 9.5	11 8.7	8 6.3	7 5.6	46 36.5	8 6.3	9 7.1	8 6.3

問 10. あなたは、ネット上などに文化芸術を鑑賞した感想等(施設に出向き直接鑑賞したもの、メディア等を介して鑑賞したものどちらも)を公開することはありますか。(○は1つ)

「ほとんど公開しない」が 80.4%で最も多く、「年1~5回程度」(4.9%)、「数年に1回程度」(4.2%)、「年6~11回程度」(2.9%)が続きます。



問 11. 文化芸術の鑑賞について、希望することがありますか。(それぞれの項目主なもの3つまでに○)

「特にない」を除くと、どの分野でも「鑑賞できる場所が身近にほしい」が多数となっています。

	全体	公演等の情報がほしい	鑑賞できる場所が身近にほしい	公演等を夜間や休日に行ってほしい	託児等、子育て中でも参加しやすくしてほしい	鑑賞料などの費用を無料または安くしてほしい	特にない	その他	無回答
ア. 文学	618 100.0	103 16.7	124 20.1	23 3.7	29 4.7	85 13.8	334 54.0	9 1.5	40 6.5
イ. 音楽	618 100.0	145 23.5	189 30.6	59 9.5	44 7.1	151 24.4	211 34.1	6 1.0	18 2.9
ウ. 美術（絵画・写真等）	618 100.0	121 19.6	195 31.6	40 6.5	33 5.3	114 18.4	248 40.1	6 1.0	28 4.5
エ. 舞台芸術（演劇・舞踊等）	618 100.0	120 19.4	159 25.7	47 7.6	36 5.8	152 24.6	253 40.9	6 1.0	30 4.9
オ. 伝統芸能	618 100.0	111 18.0	136 22.0	42 6.8	30 4.9	129 20.9	286 46.3	8 1.3	29 4.7
カ. 映画	618 100.0	108 17.5	215 34.8	42 6.8	44 7.1	138 22.3	207 33.5	10 1.6	29 4.7

● 文化芸術の活動について

問 12-1. あなたは、以下の文化芸術分野についてどの程度活動していますか。(鑑賞を除く。それぞれに○は1つ)

いずれの分野も「ほとんど活動しない」が多数を占めています。音楽(演奏、運営等)は毎月2回以上という回答が他の分野よりも比較的多くなっています。

	全体	毎月2回以上	毎月1回程度	年6〜11回程度	年1〜5回程度	数年に1回程度	ほとんど活動しない	無回答
ア. 文学(創作、読書会等)	618 100.0	9 1.5	6 1.0	2 0.3	3 0.5	20 3.2	563 91.1	15 2.4
イ. 音楽(演奏、運営等)	618 100.0	24 3.9	6 1.0	3 0.5	13 2.1	33 5.3	526 85.1	13 2.1
ウ. 美術(絵画・写真等の創作、制作等)	618 100.0	11 1.8	12 1.9	3 0.5	17 2.8	28 4.5	535 86.6	12 1.9
エ. 舞台芸術(演劇・舞踊等の出演、運営等)	618 100.0	6 1.0	2 0.3	1 0.2	7 1.1	14 2.3	572 92.6	16 2.6
オ. 伝統芸能(演舞、運営等)	618 100.0	1 0.2	2 0.3	1 0.2	3 0.5	11 1.8	584 94.5	16 2.6
カ. 映画(出演・制作等)	618 100.0	2 0.3	6 1.0	4 0.6	6 1.0	14 2.3	571 92.4	15 2.4

問 12-2. 問 12-1 で「6. ほとんど活動しない」と回答した方にうかがいます。ほとんど活動しない理由は何ですか。(問 12-1 で6を選んだ分野のみ回答。主なもの3つまでに○)

いずれの分野も「興味関心がない」が最も多く、「時間に余裕がない」、「活動する場がない」が続きます。

	全体	時間に余裕がない	情報がない	興味はあるが参加したいものがない	自身の健康や年齢の事情	子育てや介護の都合	参加費、交通費などの費用が負担	興味関心がない	活動する場がない	その他	無回答
ア. 文学（創作、読書会等）	563 100.0	113 20.1	46 8.2	34 6.0	32 5.7	21 3.7	8 1.4	319 56.7	70 12.4	16 2.8	10 1.8
イ. 音楽（演奏、運営等）	526 100.0	123 23.4	38 7.2	43 8.2	31 5.9	27 5.1	13 2.5	251 47.7	74 14.1	18 3.4	13 2.5
ウ. 美術（絵画・写真等の創作、制作等）	535 100.0	105 19.6	39 7.3	45 8.4	33 6.2	22 4.1	12 2.2	281 52.5	70 13.1	16 3.0	8 1.5
エ. 舞台芸術（演劇・舞踊等の出演、運営等）	572 100.0	113 19.8	45 7.9	34 5.9	37 6.5	25 4.4	15 2.6	308 53.8	68 11.9	17 3.0	9 1.6
オ. 伝統芸能（演舞、運営等）	584 100.0	110 18.8	36 6.2	25 4.3	35 6.0	22 3.8	15 2.6	328 56.2	78 13.4	19 3.3	15 2.6
カ. 映画（出演・制作等）	571 100.0	112 19.6	42 7.4	40 7.0	36 6.3	21 3.7	13 2.3	294 51.5	80 14.0	18 3.2	20 3.5

問 13. 将来的に、以下の文化芸術分野について活動したいと思いますか。(それぞれに○は1つ)

音楽（演奏、運営等）および美術（絵画・写真等の創作・制作等）では「体験する機会があれば参加したい」という回答が他の分野よりも比較的多くなっています。

	全体	ぜひ参加したい	体験する機会があれば参加したい	参加したいとは思わない	無回答
ア. 文学（創作、読書会等）	618 100.0	24 3.9	149 24.1	430 69.6	15 2.4
イ. 音楽（演奏、運営等）	618 100.0	56 9.1	213 34.5	337 54.5	12 1.9
ウ. 美術（絵画・写真等の創作、制作等）	618 100.0	34 5.5	197 31.9	373 60.4	14 2.3
エ. 舞台芸術（演劇・舞踊等の出演、運営等）	618 100.0	25 4.0	134 21.7	445 72.0	14 2.3
オ. 伝統芸能（演舞、運営等）	618 100.0	18 2.9	120 19.4	464 75.1	16 2.6
カ. 映画（出演・制作等）	618 100.0	33 5.3	153 24.8	419 67.8	13 2.1

問 14. 文化芸術の活動について、希望することがありますか。(それぞれの項目3つまでに○)

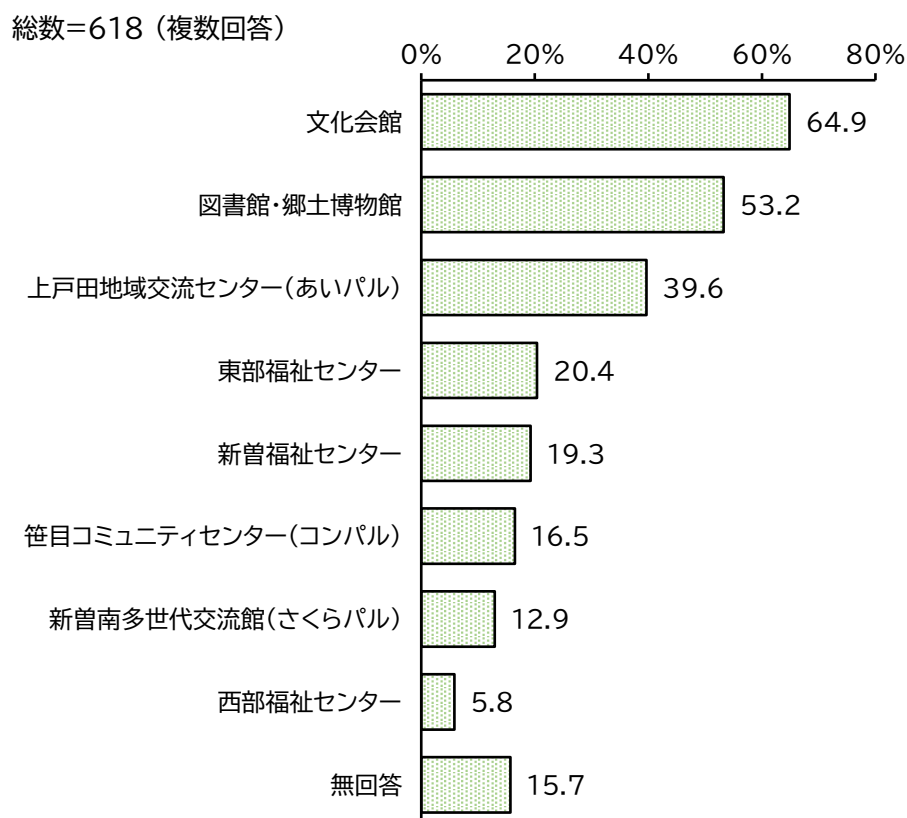
音楽（演奏、運営等）および美術（絵画・写真等の創作・制作等）では「体験講座などを企画してほしい」という回答が他の分野よりも比較的多くなっています。

	全体	い サークル等の情報がほしい	体験講座などを企画してほしい	参加できる場所が身近にほしい	い 夜間や休日に行つてほしい	託児等、子育て中でも参加しやすいしてほしい	参加費などの費用を無料または安くしてほしい	特にない	その他	無回答
ア. 文学（創作、読書会等）	618 100.0	52 8.4	81 13.1	62 10.0	11 1.8	20 3.2	53 8.6	407 65.9	9 1.5	28 4.5
イ. 音楽（演奏、運営等）	618 100.0	65 10.5	97 15.7	99 16.0	25 4.0	31 5.0	61 9.9	356 57.6	8 1.3	16 2.6
ウ. 美術（絵画・写真等の創作、制作等）	618 100.0	50 8.1	101 16.3	78 12.6	11 1.8	24 3.9	58 9.4	375 60.7	9 1.5	28 4.5
エ. 舞台芸術（演劇・舞踊等の出演、運営等）	618 100.0	40 6.5	67 10.8	66 10.7	10 1.6	20 3.2	54 8.7	418 67.6	8 1.3	28 4.5
オ. 伝統芸能（演舞、運営等）	618 100.0	39 6.3	72 11.7	58 9.4	11 1.8	21 3.4	54 8.7	418 67.6	8 1.3	29 4.7
カ. 映画（出演・制作等）	618 100.0	44 7.1	70 11.3	69 11.2	15 2.4	23 3.7	56 9.1	402 65.0	8 1.3	25 4.0

## ● 戸田市の文化芸術環境について

問 15. 以下の文化芸術施設について、これまで利用したことがある施設をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

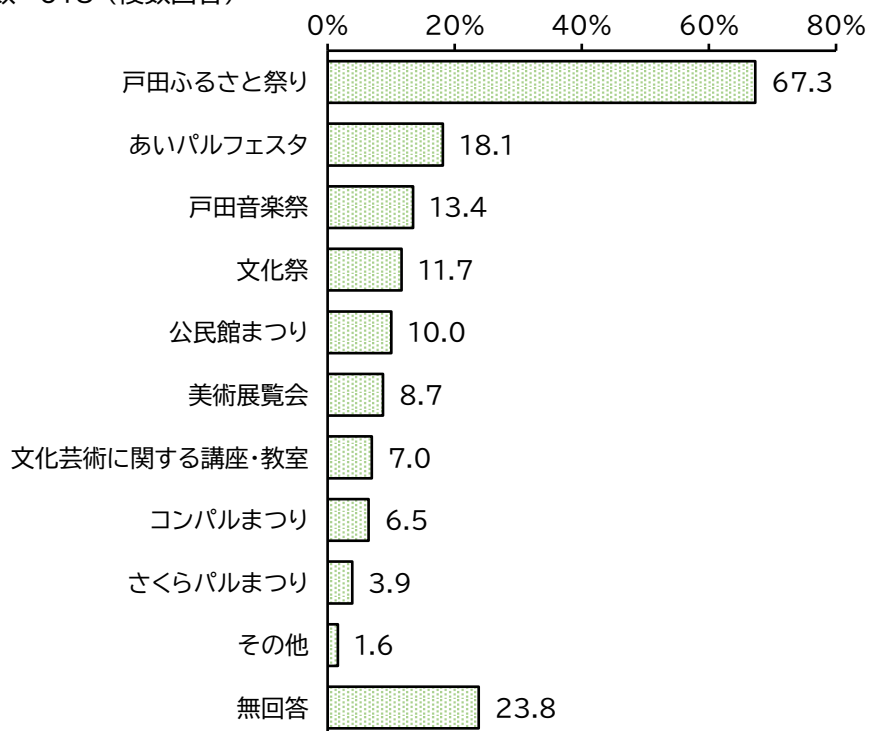
「文化会館」が 64.9%で最も多く、「図書館・郷土博物館」(53.2%)、「上戸田地域交流センター(あいパル)」(39.6%)、「東部福祉センター」(20.4%)が続きます。



問 16. 以下の文化芸術に関する行事について、これまで参加または鑑賞したことのあ  
る行事をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

「戸田ふるさと祭り」が67.3%で最も多く、「あいパルフェスタ」(18.1%)、「戸  
田音楽祭」(13.4%)、「文化祭」(11.7%)が続きます。

総数=618 (複数回答)



## ● 戸田市の文化財について

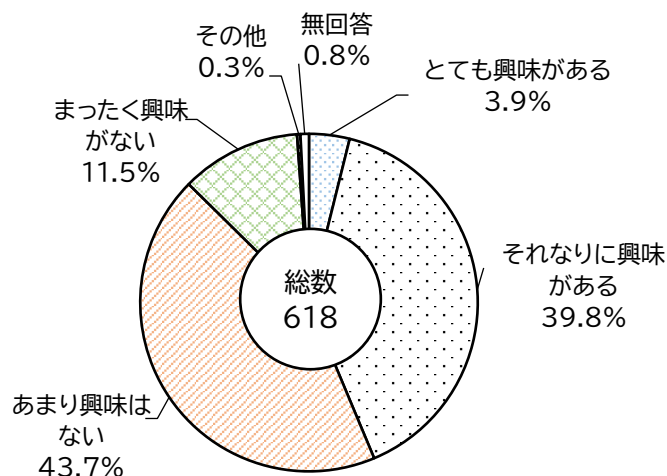
### 問 17. 市の文化財について知っていますか。(それぞれに○は1つ)

いずれも「知らない」が多数を占めています。

	全体	知っている	名前は知っている	知らない	無回答
ア. 絵画（常福寺当麻曼荼羅、妙巖寺涅槃図など）	618 100.0	19 3.1	33 5.3	548 88.7	18 2.9
イ. 彫刻（観音寺千体仏、笹目神社神馬）	618 100.0	26 4.2	35 5.7	537 86.9	20 3.2
ウ. 古文書（武内家文書、秋元家文書など）	618 100.0	8 1.3	17 2.8	567 91.7	26 4.2
エ. 歴史資料（建長の板碑、応永の板碑など）	618 100.0	19 3.1	24 3.9	551 89.2	24 3.9
オ. 建造物（3代目戸田橋の親柱）	618 100.0	58 9.4	31 5.0	505 81.7	24 3.9
カ. 有形民俗文化財（宝暦の庚申塔、千手観音供養図絵馬など）	618 100.0	12 1.9	29 4.7	550 89.0	27 4.4
キ. 無形民俗文化財（下戸田ささら獅子舞、沖内囃子）	618 100.0	37 6.0	52 8.4	509 82.4	20 3.2
ク. 天然記念物（夫婦柿、うばゆり）	618 100.0	49 7.9	24 3.9	524 84.8	21 3.4
ケ. 県指定文化財（美女木八幡社銅鐘、日蓮上人墨跡及び日向記）	618 100.0	22 3.6	23 3.7	551 89.2	22 3.6
コ. その他	618 100.0	6 1.0	8 1.3	-	604 97.7

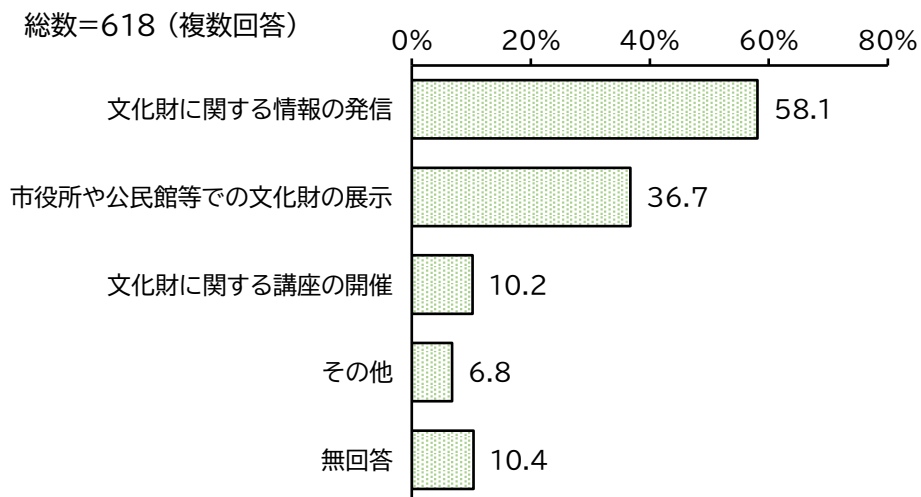
### 問 18. 市の文化財について、興味はありますか。(○は1つ)

「あまり興味はない」が43.7%で最も多く、「それなりに興味がある」(39.8%)、「まったく興味がない」(11.5%)、「とても興味がある」(3.9%)が続きます。



問 19. 市の文化財について、希望することがありますか。(あてはまるものすべてに○)

「文化財に関する情報の発信」が58.1%で最も多く、「市役所や公民館等での文化財の展示」(36.7%)、「文化財に関する講座の開催」(10.2%)、「その他」(6.8%)が続きます。



## ● 戸田市の文化芸術施策について

問 20. あなたは、文化活動をもっと活発にするために行なう市の取り組みとして、次の各項目が、どれくらい重要だと思いますか。(それぞれに○は1つ)

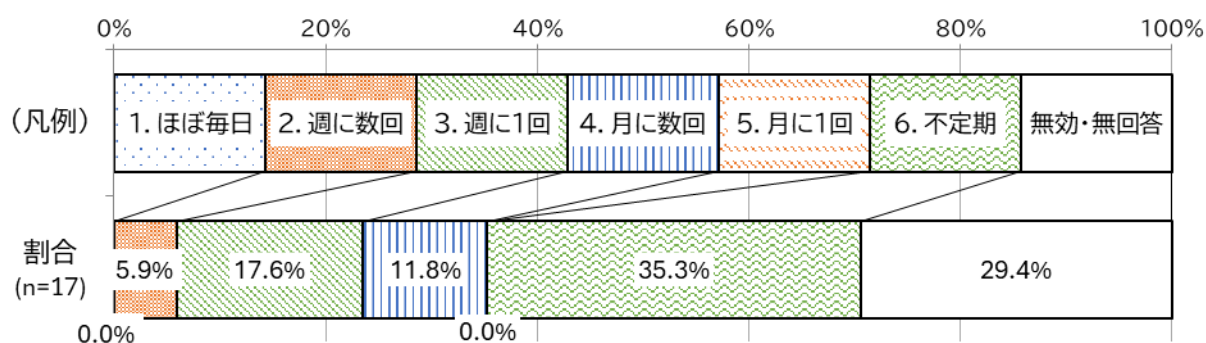
「重要だと思う」と「まあ重要だと思う」の合計は、「こどもが文化に親しむ機会の提供」が82.5%で最も多く、「ホームページや SNS 等での情報提供」が80.7%、「講座などの多様な学習・体験機会の提供」が79.0%と続きます。

	全体	重要だと思う (A)	まあ重要だと思う (B)	「重要」合計 (A+B)	あまり重要ではない	重要ではない	取り組む必要はない	無回答
ア. 市民の文化活動に関する情報提供	618 100.0	203 32.8	278 45.0	481 77.8	59 9.5	26 4.2	26 4.2	26 4.2
イ. 講座などの多様な学習・体験機会の提供	618 100.0	189 30.6	299 48.4	488 79.0	55 8.9	30 4.9	22 3.6	23 3.7
ウ. 文化活動の指導者や研究者の養成	618 100.0	134 21.7	285 46.1	419 67.8	105 17.0	38 6.1	27 4.4	29 4.7
エ. 質の高い芸術等の鑑賞機会の充実	618 100.0	177 28.6	279 45.1	456 73.8	88 14.2	29 4.7	20 3.2	25 4.0
オ. 文化施設の整備や改修	618 100.0	168 27.2	286 46.3	454 73.5	84 13.6	28 4.5	25 4.0	27 4.4
カ. 練習・発表・創作等の活動への支援	618 100.0	123 19.9	292 47.2	415 67.2	114 18.4	34 5.5	28 4.5	27 4.4
キ. 地元で活動している人への支援	618 100.0	149 24.1	298 48.2	447 72.3	91 14.7	27 4.4	27 4.4	26 4.2
ク. 外国籍市民等との多文化交流の促進	618 100.0	79 12.8	211 34.1	290 46.9	161 26.1	66 10.7	75 12.1	26 4.2
ケ. 文化財や歴史遺産のPR や活用	618 100.0	138 22.3	297 48.1	435 70.4	92 14.9	39 6.3	26 4.2	26 4.2
コ. 民俗芸能のPR や体験、後継者育成	618 100.0	133 21.5	307 49.7	440 71.2	87 14.1	33 5.3	32 5.2	26 4.2
サ. こどもが文化に親しむ機会の提供	618 100.0	264 42.7	246 39.8	510 82.5	46 7.4	19 3.1	18 2.9	25 4.0
シ. 文化芸術活動を通じた多世代交流の促進	618 100.0	138 22.3	280 45.3	418 67.6	107 17.3	40 6.5	23 3.7	30 4.9
ス. ホームページや SNS 等での情報提供	618 100.0	242 39.2	257 41.6	499 80.7	50 8.1	22 3.6	18 2.9	29 4.7

## 4.2 団体対象調査

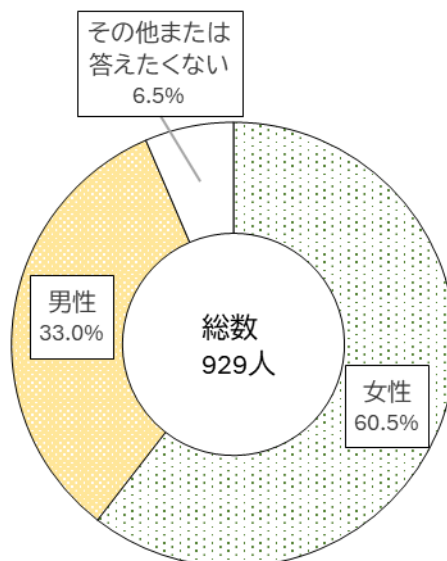
期間	令和7年（2025年）8月8日から8月27日まで
調査対象	戸田市文化協会加盟団体（16団体）及び戸田市美術展覧会実行委員会
調査方法	郵送配布、郵送回収
回収件数	17件（回収率100%）

### 活動頻度

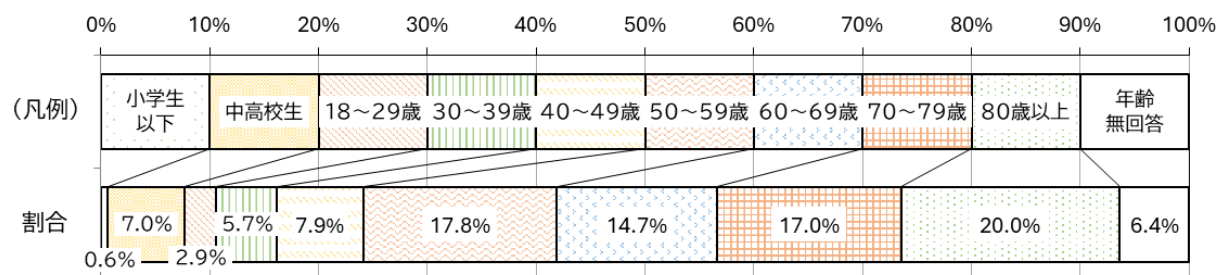


### 会員の構成について

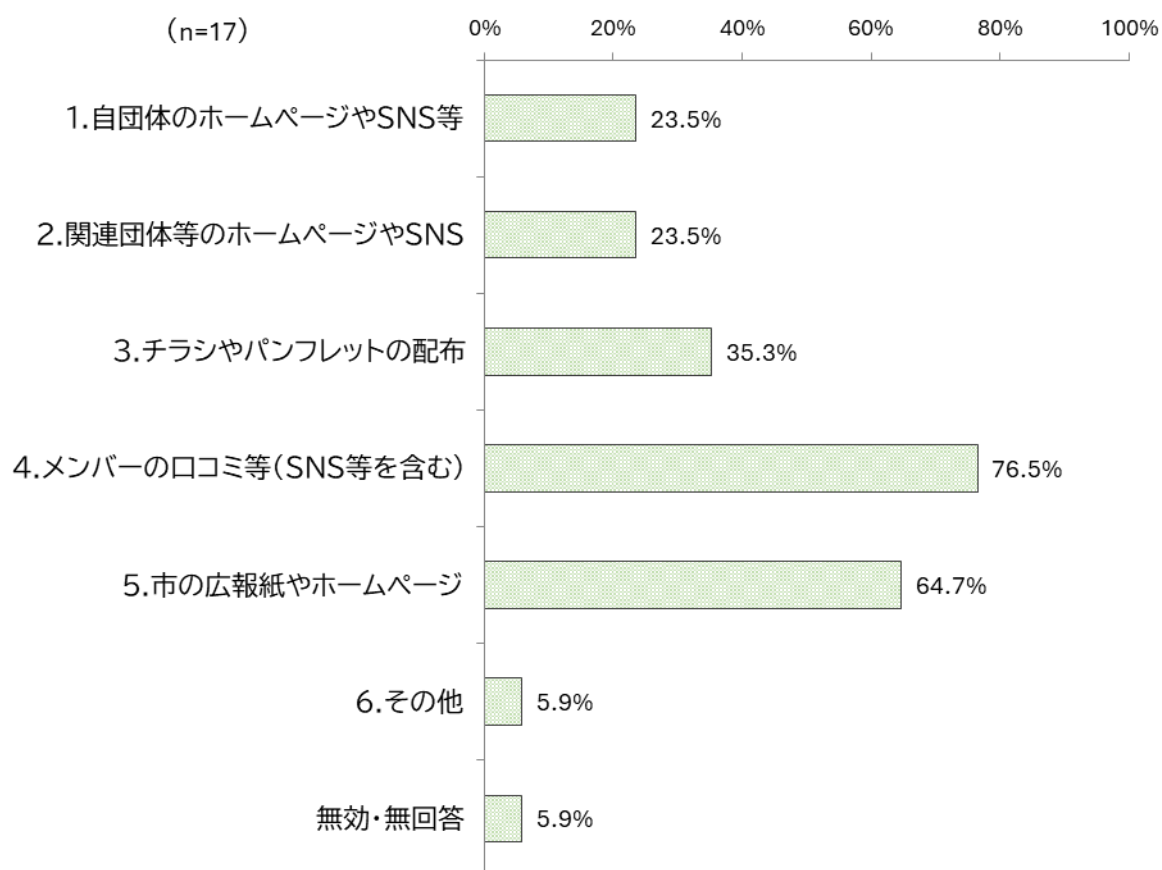
#### 【性別】



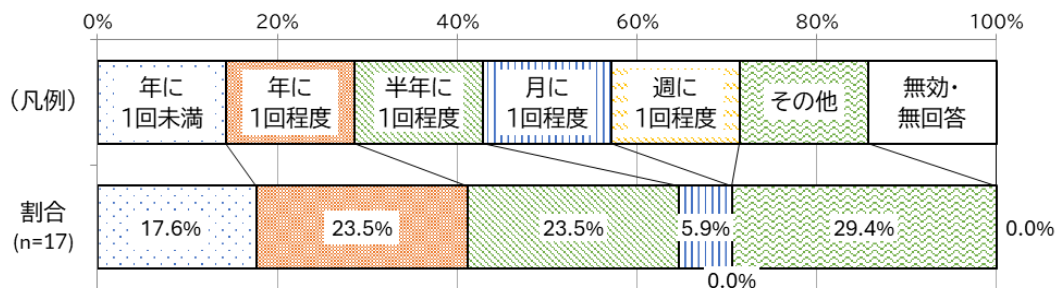
## 【年代別】



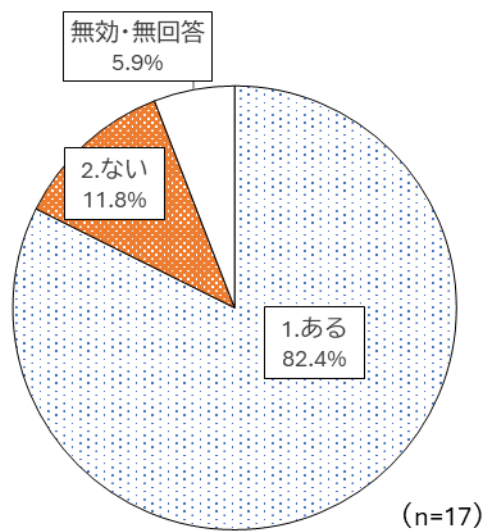
## 団体の情報や活動内容の発信方法



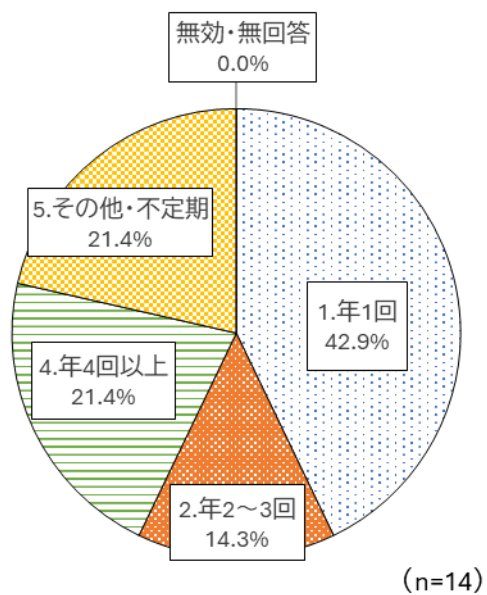
発信の頻度



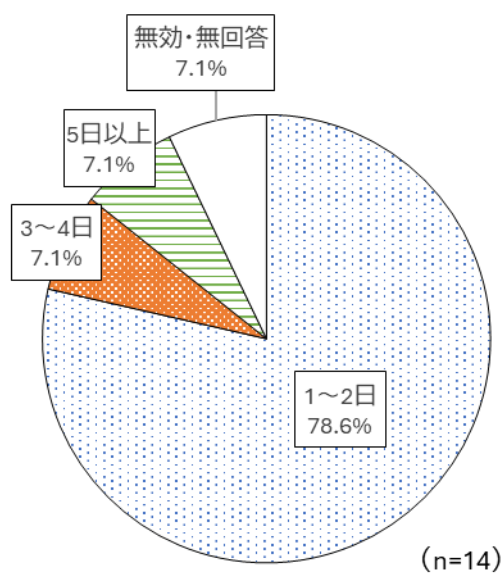
発表会・展覧会等の発表の機会



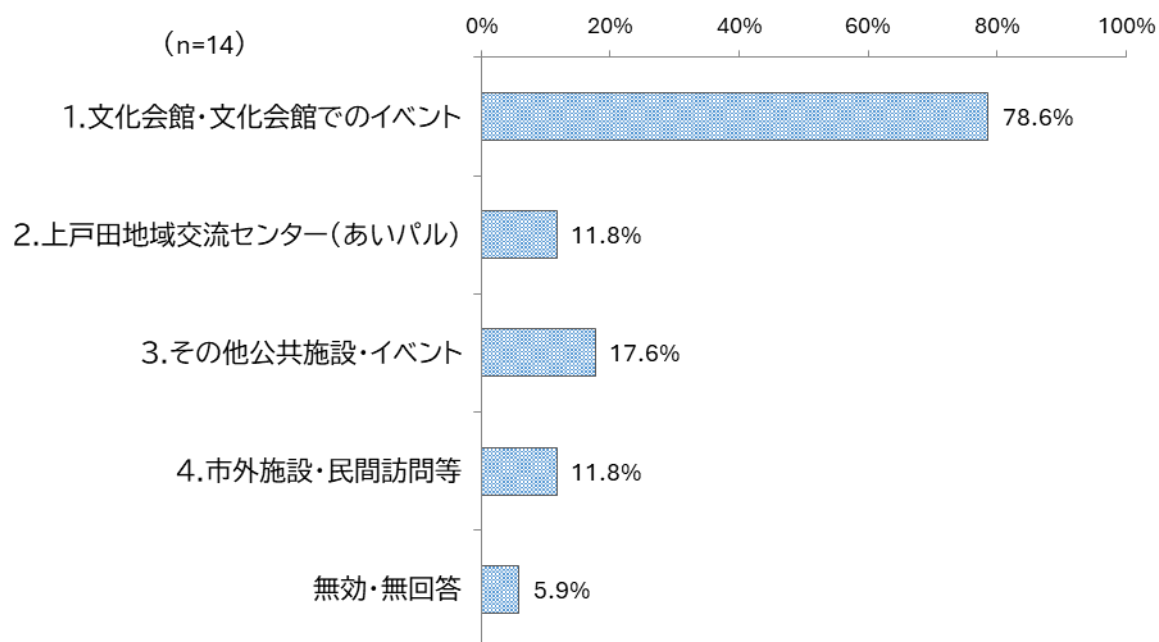
【発表の頻度】



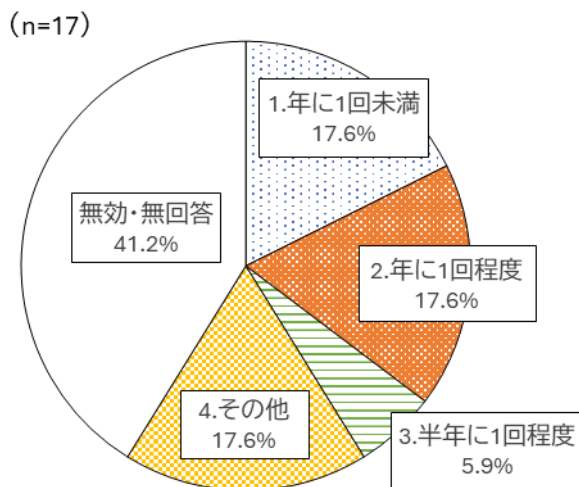
## 【発表の開催期間】



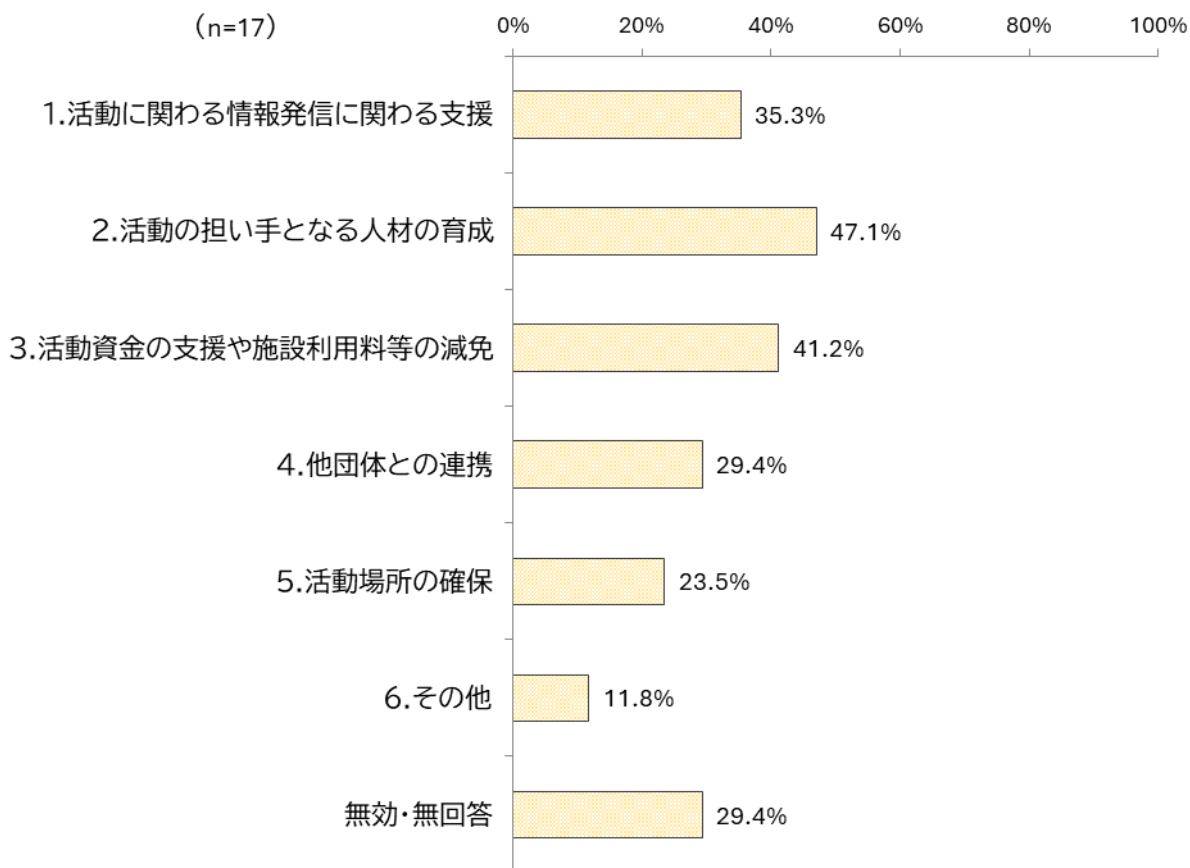
## 【会場】



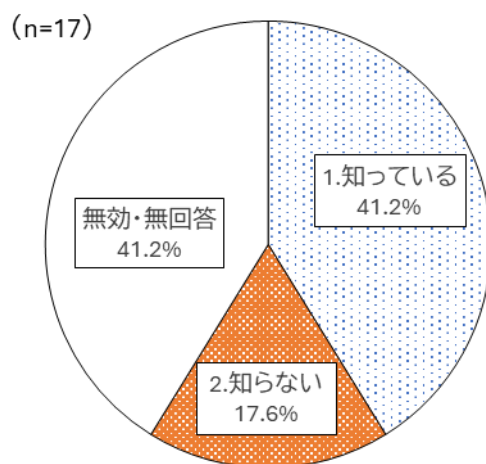
新規会員の入会頻度



団体の活動を持続させるために必要だと思うこと



## 「戸田市文化芸術推進条例」の認知



### 4.3 こども・わかもの意見ポスト

期 間	令和7年（2025年）8月中旬から9月下旬まで
調査対象	戸田市在住の18歳未満の市民
調査方法	WEBを閲覧し回答を入力
回収件数	小学生16人、中学生2人

年代			%
1	小学生未満	0	0.0%
2	小学校低学年（1年生～3年生）	10	55.6%
3	小学校高学年（4年生～6年生）	6	33.3%
4	中学生	2	11.1%
5	高校生年代	0	0.0%

1	文化芸術に興味はありますか。		%
1	ある	15	83.3%
2	ない	3	16.7%

2	質問1で「1」を選んだ人だけ答えてください。 次のどの文化芸術に興味がありますか。（複数回答可）		%
1	本	6	7.8%
2	音楽	11	14.3%
3	美術	9	11.7%
4	写真	7	9.1%
5	演劇	4	5.2%
6	映画	6	7.8%
7	漫画	5	6.5%
8	日本の昔からの歌や踊り（歌舞伎など）	6	7.8%
9	落語	2	2.6%
10	漫才	2	2.6%
11	茶道（お茶）	5	6.5%
12	華道（お花）	6	7.8%
13	書道	4	5.2%
14	囲碁	1	1.3%
15	将棋	3	3.9%

3 何から情報を手に入れていますか。		%	
1 戸田市の広報誌	2	11.1%	
2 インターネット	7	38.9%	
3 知り合い・友達	2	11.1%	
4 家族	5	27.8%	
5 そのほか	1	5.6%	

4 戸田市文化祭、市展（戸田市美術展覧会）を知っていますか。		%	
1 両方知っている	1	5.6%	
2 文化祭だけ知っている	7	38.9%	
3 市展だけ知っている	2	11.1%	
4 両方知らない	8	44.4%	

5 質問4で「1」から「3」を選んだ人だけ答えてください。戸田市文化祭、市展（戸田市美術展覧会）に行ったことがありますか。		%	
1 両方ある	0	0%	
2 文化祭だけある	3	33.3%	
3 市展だけある	2	22.2%	
4 両方ない	4	44.4%	

6 文化芸術に興味がない人にどうやったら興味を持ってもらえると思いますか。（※自由に書いてください。）		%	
1 学校や小さな会館など、身近な施設で文化芸術に触れられるようにする	3	42.9%	
2 ポスターを増やすなど、宣伝を増やす	2	28.6%	
3 文化芸術に詳しい人が紹介する	1	14.3%	
4 入場料を安くする	1	14.3%	

## 戸田市文化芸術推進基本計画

つくる ひろげる つなぐ  
彩る文化 活気あふれるまち

発行：令和 8 年 3 月

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市役所 市民生活部 文化スポーツ課

電話 048-441-1800



